

平成26年9月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

平成26年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月11日（木） 午前9時00分 開会

出席議員（10名）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 中川村年金給付金条例及び中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第2号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号 中川村営バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第4号 平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第5号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第6号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第7号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第8号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第9号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第10号 平成25年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第14 議案第11号 平成26年度中川村一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第13号 平成26年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 平成26年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 中川村監査委員の選任について
- 日程第19 一般質問

- 1番 高橋 昭夫
- 2番 湯澤 賢一
- 3番 松澤 文昭
- 4番 鈴木 絹子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳 生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝芳
- 9番 山崎 啓造
- 10番 村田 豊

説明のために参加した者

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 村長     | 曾我 逸郎  | 副村長    | 河崎 誠   |
| 教育長    | 下平 達朗  | 総務課長   | 福島 喜弘  |
| 会計管理者  | 中平 千賀夫 | 住民税務課長 | 菅沼 元臣  |
| 保健福祉課長 | 中平 仁司  | 振興課長   | 富永 和夫  |
| 建設水道課長 | 米山 正克  | 教育次長   | 座光寺 悟司 |
| 代表監査委員 | 鈴木 信   |        |        |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 米山 恒由  
書 記 松村 順子

- 5番 中塚 礼次郎
  - (1) 防災対策について
- 2番 湯澤 賢一
  - (1) 8月に発生した広島土石流災害及び南木曾町の被害と36災害の比較と教訓から中川村の豪雨災害に対する今後の対策について
  - (2) みんなでつくる村の予算について
- 9番 山崎 啓造
  - (1) 全国各地で頻発している豪雨による土砂災害、中川村としての減災防災対策は。

# 平成26年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成26年9月11日 午前9時00分 開会

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。  
ご参集ご苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員数は全員、10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年9月中川村議会定例会を開会をいたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。  
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 　平成26年中川村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。  
本定例会をもって第15期中川村議会は、いよいよ本格的なスタートとなります。4年間、村民のためにご尽力いただきますとともに、我々行政側にも的確なご助言を賜りますようお願いを申し上げます。  
さて、実りの秋を迎えていますが、長雨が続いたため、稲刈りもようやく始まったばかりという状況です。  
天候不順は、農業ばかりではなく、県内の観光業にもかなりの打撃を与えていると聞いております。  
また、今朝のニュースでも北海道や宮城の大雨を伝えていましたが、日本で最も美しい村連合の長野県の仲間である南木曾町や広島市など、豪雨災害も各地で頻発しております。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々の生活の一日も早い再建を願うところであります。  
さて、4月に消費税が8%に上げられまして、当初は景気への影響は想定内だという報道が続きました。しかし、ここに来て、4・6月の経済の下振れは、実はかなり大きかったことが判明し、その影響も長く続くのではないかと心配する声も増えていきます。政府内には「消費税を予定どおり10%まで上げて大手企業の法人税を引き下げるべきだ。」と言う方もいらっしゃるようです。  
しかし、大手企業は内部留保を積み増ししたり、事業外収益を狙った投資に利益を投じるばかりで、実体経済への波及効果は小さく、トリクルダウン、つまり金持ちが豊かになれば貧しい者にも自然におこぼれが広がっていくという新自由主義経済学の考えですが、トリクルダウンは現実にはほとんど起こっていないと感じます。経済不振の原因は、切実なニーズを抱える一般消費者に十分な購買力がないことであり、であるなら富の再分配をこそ考えるべきで、消費税を上げることは、これに全く逆行する政策だと思います。

世界の進化から取り残され、ガラパゴス化した日本経済の絶滅が危惧される大型恐竜のような大企業ばかり優遇しても、発想力や想像性は退化するばかりで、これが日本経済の不振の一因ではないかと思います。

円安の傾向も一層強まり、輸入食材や石油価格の上昇も気にかかるところであります。物価上昇によって実質賃金は低下しており、購買力はますます落ちていくかもしれません。

5月に訪れたドイツ、オーストリアでは、地域で働いて得たお金がエネルギー購入のためにアラブやロシアに流出しているのを何とか減らして、地域の中でお金が回るようにして、経済的な自立を高めようとさまざまな努力を積み上げていました。

中川村でも施設栽培の農家など冬場の燃料費に多額の出費をしており、同様の研究を始めるべきかとも感じています。

リニア中央新幹線については、知事意見にあった市町村との協定が国土交通大臣の意見からは消えており、JR東海も市町村との協定については結ぶつもりはないとしています。今月末か来月には国から最終的なゴーサインが出ると思われ、JR東海は本体工事に先立って排土の搬出路である松川インター大鹿線の改良工事の準備を進めています。関係する区長、地区総代、地権者からは測量や地質調査の許可を取りつけており、中川村に対しても村有地での地質調査の了解を求められました。村としては、JR東海に対して、それ以降の工事も含めて、廃土運搬についても住民生活に十分な配慮をする旨、書き添えた許可の申請書を提出することを求め、「いや、そんな前例はない。」とか「印鑑はないので押せない。」とか、いろいろ悶着はありましたが、ようやくその提出がありましたので、村有地での地質調査を許可いたしました。

知事意見にあった協定によってJRの工事のやり方を縛るという方法が難しくなった状況で、どのようにすればJR東海に住民の生活環境に十分配慮した作業をさせられるのか、改めて作戦を考えねばならず、議会の皆様のご協力も必要となりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

さて、本定例会に提案する案件は、中川村の平成25年度決算に基づく健全化判断比率についてなど報告が5件、中川村村年金給付条例及び中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例など条例の一部を改正する条例が3件、平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定など決算認定が7件、平成26年度中川村一般会計補正予算(第3号)など補正予算が4件、中川村監査委員の選任が1件、合計20件であります。

いずれも重要な案件であり、特に決算と補正予算に関しては詳細な数字を見ていただかねばならず、ご苦労をおかけいたしますけれども、何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げ、9月定例会開会のあいさつといたします。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により3番議員 松澤文昭議員及び4番 鈴木絹子議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

○議会運営委員長 本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

それでは、まず、過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず会期ですが、皆さんにお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日、9月11日から24日までの14日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号及び議案第3号までの条例案件につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

議案第4号から議案第10号までの平成25年度の各会計決算認定につきましては、上程、説明、質疑の後、議会先例により各常任委員会へ付託といたします。

なお、平成26年度の各会計決算について、その議案の内容に関する質疑につきましては、本日の議案上程後の質疑の中でお願いいたします。

議案第11号から議案第14号までの各会計補正予算及び議案第15号の人事案件につきましては、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

12日は、午前9時から本会議とし、一般質問をお願いいたします。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

16、17、18日及び19日は委員会の日程といたします。以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査及び請願・陳情案件の審査をお願いいたします。

22日は議案調査といたします。

最終日の24日は、午後1時から本会議をお願いし、各会計決算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていたく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、今会期中は祭日も多く、小学校の運動会等もごございます。また、請願、陳情も非常に多くありますので、日程的に大変詰まっておりますが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から24日までの14日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から24日までの14日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付をしてきましたので、ごらんをいただき、ご了承願います。

次に、去る6月定例会において可決された「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書、国の責任による30人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出をしておきましたので了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付をしておきましたので了承を願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号から報告第5号について報告を求めます。

○総務課長 それでは、中川村の平成25年度決算に基づく健全化判断比率について報告させていただきます。決算に基づく健全化判断比率の公表につきましては、平成19年度分の決算から義務づけられ、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を越えますと外部監査や財政健全化計画の策定の対象となります。さらに、財政再生基準を越えますと国の監督を受けて財政再建を目指す財政再建団体に移行することになります。

中川村の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計ともに収支は黒字であり、公営企業会計の資金不足も生じておらず、赤字額の大きさを示す数値はありません。

実質公債費比率は単年度の収支をもとにした財政指標で、一般会計の公債費、公債費に準じた繰出金等が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示します。

ここ数年の繰り上げ償還により地方債残高が減ったこと、公営企業の新たな起債がなく、繰入見込額が減額となるなどの結果、平成24年度7.9%から、さらに健全化が進み、前年度より1.3ポイント減の6.6%となりました。

将来負担比率は一般会計などの地方債残高、債務負担行為による支出予定額、広域連合等の起債残高のうち、負担金、退職手当負担額等の年度末残高をもとにした財政指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に対してどの程度の割合かを示します。

昨年度に引き続き算定数値なし、マイナス算定となり、健全な状況と言えます。

将来負担比率を算定する計算式において、分子の計算の中で地方債残高などの将来負担額を基金など充当可能財源が上回ったことによります。

いずれも早期健全化基準内の数値であります。

詳細につきましては、後日、場所を改めて説明いたします。

以上、よろしく願います。

○建設水道課長 続きまして、報告第2号から第4号をお願いいたします。

まず、報告第2号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率についてであります。歳入額は2億1,557万3,000円、建設改良費

以外の地方債現在高はなく、歳出額は2億1,495万6,000円で、資金は充足しております。資金不足が発生していないということから、資金不足比率は0%であります。

続いて、報告第3号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率についてであります。歳入額が1億2,967万7,000円、建設改良費以外の地方債現在高はなく、歳出額は1億2,894万5,000円で、資金は充足しているため資金不足比率は0%であります。

最後に、報告第4号 平成25年度中川村水道事業決算に基づく資金不足比率についてであります。流動資産2億4,479万6,000円に対し、建設改良費以外の地方債現在高はなく、流動負債は532万2,000円で、資金は充足しており不足比率は0%であります。

したがって、3会計とも経営は健全であるということでございます。

以上、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○村長 報告第5号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

軽自動車の登録のために住民票の申請がございましたが、申請者を確認する手続が十分ではなく、別の第三者の住民票を発行してしまいました。

車検証の再交付手数料など損害賠償が発生しており、おわび申すとともに議会にご報告申し上げる次第であります。

ご本人、また、第三者の方にも事情をご説明し、謝罪を申し上げた次第であります。

今後、このようなことのないよう、確認など手続の徹底をしてまいります。

詳細は住民税務課長からご報告申し上げます。

○住民税務課長 ただいま村長から示されたことについて、内容について報告させていただきます。

住民票の写しの誤発行にかかわる損害賠償の額ということで、次のように決定して和解しました。

事故発生日時ですが、平成26年7月10日、午前9時30分ごろです。

事故発生場所ですが、中川村役場。

相手方ですが、上伊那郡飯島町飯島154番3、株式会社オートパル上伊那オートパル南部 店長 宮下文彦。

それでは事故の概要ですが、軽自動車の登録に使用する住民票の写しの交付を受けるために7月10日にオートパル南部の従業員が軽自動車の購入者の代理人として役場を訪れて住民票の写しを申請した際に誤って職員が別の第三者の住民票の写しを交付してしまったものです。その後、7月31日に購入者に納車したところ、車検証の所有者の住所が誤っていることに購入者が気がつき、オートパル南部の従業員が役場住民係に確認したところ、氏名の漢字はほぼ同一ですが、住所の番地が異なる第三者の住民票の写しを誤って交付してしまったことが判明しました。

村は、直ちに購入者本人の住民票の写しを交付し、オートパルでは当該軽自動車の名義変更と保証書、メンテナンスシートの差しかえを行いました。これらの手続等に費用が発生したものです。

損害賠償額は8,100円です。

以上、報告いたします。

今回の件をおわびいたしますとともに、今後、確認を徹底して再発防止に努めてまいります。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村年金給付金条例及び中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは第1号議案について説明させていただきます。

例規集は2巻の547ページ及び587ページです。

本案は、母子及び寡婦福祉法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、当該2法を参照している条例について法律の題名部分を改正するとともに、現在、条例で規定している事柄を改正後の法律の規定を準用することとする改正であります。

まず、年金給付条例につきましては、第2条第3号において引用する母子及び寡婦福祉法の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことによる改正の1点。

福祉医療費給付金条例につきましては、1つ目として第2条第3号において引用する母子及び寡婦福祉法の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されたことによる改正、2つ目として、解消後の母子及び父子並びに寡婦福祉法に配偶者のない男子の規定が新設されたことにより、現在、条例で独自に定義している部分を法律の規定を準用することとする改正、3つ目に、第3条第2項第3号において引用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人と及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正されたことによる改正の3点であります。

各号の一部改正の施行日に合わせて、当村の条例改正も本年10月1日を施行日いたします。

なお、今回の改正では、対象者や給付額等の変更はございません。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおりに可決されました。  
日程第5 議案第2号 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第2号につきまして説明させていただきます。  
該当の条例は例規集第2巻の1681ページに掲載されております。  
提案理由を説明します。  
条例第3条では消防団員の資格として中川村の区域内に居住するものとしておりますが、消防庁の条例準則では区域内に居住し、または勤務する者とされております。今回、消防庁長官から消防団のさらなる充実強化に関する対応について積極的に取り組むよう要請があり、特に勤務地における被用者の消防団加入促進を図るためにも在勤者の入団を認める消防庁の条例準則に合わせた条例改正を早急に検討するよう要請がございました。  
村消防団の現状は、条例第2条では消防団員の定員を200人の範囲内としておりますが、本年度の団員数は179人となっており、定員の範囲内ではありますが、消防団の機関、ラップ班、救護班などを構成する上では団員数が不足している状況となっております。このような状況から、第3条第1号を中川村の区域内に居住し、または勤務する者に改め、村外で居住され、村内企業等へ勤務されている方も団員資格を有するよう改正するものであります。  
ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。

○8 番 (大原 孝芳) では質問します。  
今、説明があましたように、消防庁のほうからの要請があったということなんです  
が、例えば、逆に中川村の住人が、例えば、こういった条例がですね、通ると、今度は逆に中川村の勤務地、よその勤務地へ行っている方がとられるという、同じことが  
ですね、繰り返されるんじゃないかっていうことが考えられます。したがって、何か、  
喜んで、これはいいことだと思うんですが、例えば、隣町が、みんな同じような条例  
をですね、施行されると、逆にとられてしまうといったようなことも起きますので、  
そこら辺についての整合性ということはどうのようにお考えでしょうか。

○総務課長 他市町村のほうは、もう既に、こういう在勤者も団員というふうに条例のほうはなっ

ております。逆に中川村は、それがされていなかったということで、現実的に中川村  
から他の市町村へ勤めていて、そちらのほうで消防団のほうに入っておられるという  
方は、現時点では確認できておりません。  
ただ、消防団員数、なかなか充足できない中では、枠は広げておくべきだということ  
で、今回、提案させていただいたものであります。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○3 番 (松澤 文昭) この内容でいきますと、中川村の住民、村民以外が消防団になる  
ということですが、事故等があった場合の補償だとか、そういう点につきましては  
はどうなるのでしょうか。

○総務課長 消防団の団員につきましては、国の制度で災害補償制度がございますが、国が、そ  
もそも準則でこういうふうに示しておりますので、住民じゃない方が中川村の消防団  
へ入られて、万が一の事故等ありまして補償対象となります。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○6 番 (柳生 仁) 関連でありますけど、消防団員は、しっかり訓練をして災害等に当  
たるわけでありますが、その村外者も、しっかり訓練に参加してもらえるような促し  
をしながら対応されているかどうか伺います。

○総務課長 一応、団員になっていただいたからには、一般といいますか、村内の団員と同じよ  
うに訓練等へ参加していただくと、これは大原則であります。そのように承知してお  
ります。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

○2 番 (湯澤 賢一) 大変いいことだと思いますが、この条文を読んでいって、ショット、  
若干、あれがあるかなと、ケースがあるかなと思いますのは、勤務しつていう、法律  
は、条例は居住し、または勤務をする者であります。この勤務先は、例えば中川村  
の民間の企業か、あるいは、例えば農協とか信用金庫とか役場とか先生方とか、そん  
なような人たちも含まれてくるのでしょうか。

○総務課長 一応、そういう、湯澤議員がおっしゃられるように、民間企業のみならず、官庁、  
農業協同組合、あるいは金融機関も、当然、対象となります。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これより採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおりに可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村営バス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読願います。

朗読

○事務局長 提案理由の説明を求めます。

○議長 それでは議案第3号につきまして説明させていただきます。

○総務課長 該当の条例は例規集第2巻の2601ページに掲載されております。

提案理由を説明します。

民間事業者のバス路線が平成6年度までにすべて廃止されたことを受けて、村では村営バス等の運行を平成15年度までに6事業、9路線に拡大していった経緯がございます。平成16年度には、これらの事業の再編を図り、複雑化していたバス事業を市町村有償運送事業による村営巡回バス3路線に集約化させ、村民の移動ニーズをうまく捉えたことが功を奏し、利用者数は、運行開始後3年間で3倍に増加するという実績も残しました。その後、一定の利用者数はいるものの、ここに来て利用者の減少が目立ちつつある状況になってきています。このような背景を受けて、現在の村に見合った交通体系への更新を図るため、平成25年度に中川村地域公共交通総合連携計画の策定を行いました。この中で、効率的な運行を行うための路線の見直しを行うとともに利用者負担の軽減を図り、利用者の増加を図るため、この条例を改正するものでございます。

第1条及び第4条は、字句等、修正を行うものであります。

第5条第1項の料金の中へ新たに第4号として200円券が11枚つづりで2,000円の回数券を設けるもので、同条第2項では、その回数券の料金の納入方法を回数券の購入時に納入することを規定するものです。

また、第5条へ第3項を新たに設け、1つの移動を行う場合で乗り継ぎが必要な場合、今までは路線ごとに料金を納めなくてはなりませんでした。乗り継ぎ券の交付を受けることにより最初に乗ったバスで支払った料金のみで次の路線のバスも乗れるようにするものでございます。

施行日は新しい運行となる平成26年10月1日からとなります。

ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

日程第7 議案第4号から日程第13 議案第10号までにつきましては、平成25年度の決算関係であり、関連がありますので、この7議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第7 議案第4号 平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第5号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第6号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第7号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第8号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第9号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第10号 平成25年度中川村水道事業決算認定について

以上の7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 議案第4号から議案第9号までの平成25年度各会計歳入歳出決算書について説明をいたします。

初めに議案第4号 中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。

まず、3ページの表中、一番下、歳入合計の行、左から5列目の収入済額をごらんください。

平成25年度の歳入決算額は36億2,617万213円です。

次に、5ページ表中、一番下、歳出合計の行、左から4列目、支出済額をごらんください。

歳出決算額は33億4,189万9,956円で、歳入歳出差引残額は2億8,427万257円です。

少し飛びますけれども、86ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1の歳入総額、2 歳出総額、3の歳入歳出差引額については、ただいま申し上げたとおりでございます。

4の翌年度へ繰り越すべき財源、(2)の繰越明許費繰越額598万4,896円は明許繰

り越しの一般財源であります。

3の歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は2億7,828万5,361円となります。前年度に比べて歳入決算額は3,167万5,412円、0.9%、歳出決算額は3,561万4,565円、1.1%の、それぞれ減となっております。

続いて歳入歳出決算書の款、項の内容について説明をいたします。

決算書の1ページをごらんください。

なお、説明については、決算上、大きな金額、それから特徴的な事項を中心に申し上げます。

また、金額については1,000円単位で申し上げますのでお願いいたします。

まず、1款の村税は、収入済額4億4,793万円で、前年度比359万5,000円、0.8%の増となりました。

このうち村民税が1億9,896万9,000円で、納税義務者数及び所得割額の増加により409万円、2.1%の増。

固定資産税は2億1,261万8,000円で、償却資産の課税標準額が下がったため前年度比119万3,000円、0.6%の減となっております。

不納欠損額については75万2,000円、収入未済額については1,875万2,000円で、村税全体の徴収率は前年度と同じ95.8%となっています。

今後も未収金の解消に向け、村税を初め各種使用料、負担金等、担当各課で連携をとりながら、さらに徴集努力をしてまいりたいと思います。

2款の地方譲与税については5,095万4,000円で、前年度比253万1,000円、4.7%の減であります。

12款の地方交付税は18億6,674万8,000円、このうち普通交付税は17億3,623万3,000円、特別交付税は1億3,051万5,000円です。全体では前年度比1,280万9,000円、0.7%の増となっております。

地方交付税の歳入全体に占める割合については51.5%であり、前年度比0.8ポイントの増となっております。

2ページ、14款の分担金及び負担金ですが、4,139万7,000円で、分担金は農村災害対策整備事業の地元分担金463万1,000円であります。

負担金の主なものは、保育料3,193万6,000円、老人施設入所者負担金351万3,000円などあります。

負担金の収入未済額は38万円、これは保育料、児童クラブ利用者負担金の各1件分です。

15款の使用料及び手数料は5,125万4,000円、うち使用料は4,557万9,000円、主なものは住宅使用料3,686万円で、収入未済額の52万7,000円は住宅用に係る21件分です。住宅使用料は前年度比721万4,000円、15.1%の増となりましたが、これは主に平成24年度に完成したガーデンハウス中田島Ⅱへの入居による増であります。

16款の国庫支出金は1億5,258万8,000円、うち国庫負担金は1億276万2,000円、

主なものは児童手当5,703万7,000円です。

国庫補助金は4,421万7,000円で、主なものは総務費の地域の元気臨時交付金3,470万1,000円、消防費の耐震性貯水槽新設工事に係る補助金523万6,000円などあります。

なお、収入未済額の4,157万5,000円は繰越事業に係る未収入財源で、村道改良事業、東西小学校のトイレの改修事業に係る補助金であります。

また、委託金の560万9,000円のうち主なものは参議院議員通常選挙429万3,000円の収入でございます。

国庫支出金全体では、平成24年度に実施した緑の分権改革、獣肉の資源活用に向けた実証調査事業の皆減により前年度比1,038万4,000円、6.4%の減となっています。

17款の県支出金は2億782万円、うち県負担金は5,345万2,000円で、主なものは児童手当1,259万1,000円、障害者自立支援給付費1,919万4,000円などです。

県補助金は1億4,537万2,000円で、主なものは林道改良事業などに係る地域自主戦略交付金4,415万円、森林環境保全事業補助金2,429万円などあります。

なお、収入済額の1,096万4,000円は繰越事業に係る未収入財源で、森林環境保全事業補助金、安心子ども基金事業補助金にかかわるものであります。

県支出金全体では前年度比2,944万2,000円、12.4%の減となっております。

18款の財産収入は747万円、主なものは土地建物貸付収入528万2,000円、基金利子47万3,000円などで、財産収入全体では前年度比30万3,000円、3.9%の減となっております。

19款の寄附金はふるさと応援寄附金240万1,000円で、前年度比85万2,000円、55%の増となっております。

21款の繰越金は2億8,033万1,000円で、平成24年度からの繰越金であります。

3ページ、22款の諸収入は5,191万5,000円で、CATV施設利用料2,450万円、市町村振興協会交付金944万6,000円などあります。

23款の村債ですが、4億270万円、前年度比185万円、0.5%の増であります。

主なものは、平成24年度繰り越しを含む村道整備事業1億4,310万円、林道事業7,760万円、保育所大規模改修事業8,690万円などあります。

村債のうち過疎債は3億2,740万円、辺地債2,410万円、公共事業等債3,380万円などとなっています。

なお、村債に係る収入未済額9,220万円の内訳は、村道・林道事業整備5事業、3,520万円及び東西小学校のトイレ改修事業5,700万円が未収入財源となっています。

以上が歳入の決算内容であります。

続いて歳出について説明をいたしますが、4ページをごらんいただきたいと思いません。

1款の議会費は支出済額5,568万4,000円で、前年度比268万8,000円、4.6%の減であります。

2款の総務費は5億9,936万3,000円で、主なものは財政調整基金積立金1億3,060

万円、上伊那広域連合負担金 3,437 万 2,000 円などであります。

選挙費では、参議院議員通常選挙と村長選挙が執行され、その執行経費 780 万 4,000 円が支出されております。

新たな事業として獣肉解体加工施設整備事業 800 万 4,000 円や街路灯 LED 化事業 940 万 8,000 円、また、平成 25 年 12 月から農産物等のブランド化と流通販売促進業務を担う地域おこし協力隊 1 名が採用されております。

総務費全体では前年度比 850 万 2,000 円、1.4%の減となっております。

3 款の民生費は 7 億 6,243 万 7,000 円、主なものは国庫・介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金が 3 会計で 1 億 543 万円であり、扶助費については老人福祉費以下 4 事業の合計で 1 億 9,633 万 3,000 円となっております。

民生費の新たな事業としては片桐保育園未満児室等の改修工事 9,077 万 5,000 円、それから高齢者憩いの家の改修工事実施設計で 304 万 5,000 円、児童養護施設たかずやの里の整備負担金ということで 710 万円などであります。

4 款の衛生費は 1 億 7,111 万 7,000 円で、主なものは伊南行政組合負担金 5,008 万 5,000 円、上伊那広域連合負担金 864 万 9,000 円などです。

また、水道事業費として地域の元気臨時交付金を財源に企業会計システムの改修、配水管工事負担金 23,610 万 1,000 円を水道事業会計へ繰り出しています。

環境衛生費では、グリーンニューディール基金事業として木質ペレットストーブ 2 台の設置を行いました。

衛生費全体では前年度比 3,295 万 2,000 円、23.8%の増となっております。

6 款の農林水産業費は 4 億 3,361 万 7,000 円、うち農業費が 2 億 5,221 万 1,000 円で、主なものは中山間地域直接支払事業 2,431 万 2,000 円、農業集落排水事業特別会計への繰出金 1 億 600 万円、農村災害対策整備事業 1,519 万円などです。

新たな事業では、農業施設管理事業により柿むき機、冷凍冷蔵庫の備品購入 629 万 9,000 円となっております。

林業費では林道改良事業として 2 路線の改良舗装工事 1 億 3,638 万 7,000 円を行っております。

なお、翌年度繰越額の 2,349 万 3,000 円は林道 2 路線の舗装工事に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

農林水産業費全体では前年度比 5,559 万 6,000 円、14.7%の増となっております。

7 款の商工費は 3,686 万 1,000 円で、主なものは商工会補助 637 万 6,000 円などで、商工費全体では前年度比 20 万 5,000 円、0.6%の増となっております。

8 款の土木費は 4 億 4,256 万 8,000 円、うち道路橋梁費は 2 億 5,593 万 6,000 円で、主なものは道路新設改良工事の平成 24 年度繰り越し 1 路線を含む村道 9 路線で 1 億 2,471 万 9,000 円、村道維持工事で 5,819 万 2,000 円などであります。

また、本年 2 月の大雪にかかわる除雪、融雪剤散布機等の使用料については 775 万 1,000 円となっております。

都市計画費は 1 億 7,048 万 5,000 円で、主なものは公共下水道特別会計への繰出金

1 億 5,000 万円、整備最終年となりました坂戸公園整備工事で 1,350 万 6,000 円などあります。

土木費の翌年度繰越額の 3,573 万 2,000 円は村道 2 路線の道路新設改良事業に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では、村営住宅建設事業が終了したことから前年度比 2 億 7,431 万 9,000 円、38.3%の大幅な減となっております。

9 款の消防費は 1 億 1,720 万 2,000 円で、常備消防費の伊南行政組合負担金 7,381 万円、消防施設費では 2 地区の耐震性防火水槽設置工事 1,449 万円などあります。

消防費全体では前年度比 2,898 万 3,000 円、32.9%の増となりました。

10 款の教育費は 2 億 3,566 万 5,000 円、うち教育総務費は 7,269 万 2,000 円で、児童生徒支援事業 674 万 3,000 円、学校給食センター運営事業 2,568 万 4,000 円などあります。

小学校費 4,326 万 1,000 円、中学校費 3,016 万 5,000 円では、学校の校内や駐車場の舗装工事 647 万 9,000 円、それから東小学校管理棟教室棟の外壁改修工事 414 万 1,000 円などあります。

また、社会教育については 8,326 万 7,000 円で、主なものは文化センターの管理運営事業 2,546 万 6,000 円、図書館事業の備品購入費 276 万 4,000 円などあります。

また、学校、文化施設の体育館、それから文化センターの大ホールの 5 施設の天井耐震診断事業 307 万 7,000 円を行っております。

12 款の公債費は、繰上償還 9,718 万円を含む 4 億 8,738 万 5,000 円、前年度比 3,591 万 9,000 円、8%の増となっております。

以上が歳出であります。

なお、6 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書については説明を省略させていただきます。

次に 87 ページからの財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

公有財産の土地、建物の主な増減明細でありますけど、寄附による上前沢住宅 299 ㎡、その関連する宅地、山林 3,522 ㎡の増などとなっております。

90 ページ、4 の基金をごらんいただきたいと思います。積み立ては財政調整基金で 1 億 3,060 万円、高度情報化基金 1,205 万 6,000 円など、積み立て合計 1 億 4,283 万 8,000 円で、基金からの取り崩しはありませんでした。

年度末現在高ですが、財政調整基金 10 億 7,290 万円など 11 基金合計で 17 億 6,498 万 6,000 円、前年度比 1 億 4,283 万 8,000 円、8.8%の増となっております。

以下、基金ごとの詳細についてはごらんをいただきたいと思います。

決算書については以上とさせていただきます、次に決算報告書をごらんいただきたいと思います。決算報告書の 1 ページをごらんください。

決算収支の状況であります。

⑤の平成 25 年度実質収支額 2 億 7,828 万 5,000 円から平成 24 年度の実質収支額 2 億 6,807 万 8,000 円を差し引いた⑥の単年度収支額 1,020 万 7,000 円に⑦の財政調整

基金積立金 1 億 3,060 万円、⑧の繰上償還金 9,718 万円を加えた⑩の実質単年度収支額は 2 億 3,798 万 7,000 円となっております。

次に 6 ページ地方債の状況をごらんいただきたいと思います。

平成 25 年度発行額は 4 億 270 万円、元利償還額が 4 億 8,392 万 7,000 円で、年度末現在高は合計で 34 億 8,790 万 7,000 円となっております。このうち過疎債と臨時財政対策債の合計が 31 億 5,352 万円で、全体の 90.4%を占めております。

また、前年度に引き続き平成 25 年度も辺地債 2,410 万円を借り入れております。

また、下水道特別会計を含めた平成 25 年度末現在の中川村の地方債残高については、平成 24 年度より 2 億 4,785 万 6,000 円、3.8%減って 62 億 154 万 9,000 円となっております。

15 ページをごらんいただきたいと思います。

経常収支比率の関係ですが、人件費、公債費などの経常的経費に村税、普通交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかをあらわす比率であります。今年度は 81.2%、前年度比 0.5 ポイント下がり、財政構造の弾力性が若干よくなってきているという状況です。

17 ページをごらんください。

実質公債費比率であります。前年度比 1.3 ポイント下がって 6.6%と数値は、ここ数年、低減、改善をしてきております。

18 ページの財政力指数については、平成 25 年度、0.208 で、前年度を 0.002 ポイント下回っております。

以上が主要な財政指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は厳しいながらも、おおむね健全な運営が図られております。

しかしながら、多額の国債発行残高に見られるような国の厳しい財政状況や今後も東日本大震災の復旧、復興に多額の国費投入が予想されるということから、歳入で大きな比重を占める地方交付税の動向など、歳入に関しては不安定な要素がございます。今後とも財源確保に努めながら計画的、効率的な財政運営に努めていく必要があると思っております。

次に、議案第 5 号でありますけれども、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

まず、2 ページの表中の一番下、歳入合計の行、収入済額をごらんいただきたいと思います。

平成 25 年度の歳入決算額は 5 億 1,927 万 5,222 円です。

次に、4 ページ表中、一番下の行の歳出合計の支出済額をごらんいただきたいと思います。

歳出決算額は 4 億 9,041 万 8,930 円です。差引残額 2,885 万 6,292 円。

前年度と比べ、歳入については 1,988 万 9,000 円、4%、歳出については 2,362 万 7,000 円、5.1%のそれぞれ増であります。

1 ページからをごらんいただき、1 款 国民健康保険税は収入済額 1 億 1,866 万 6,000 円で、前年度比 186 万 4,000 円、1.5%の減となっております。

収入未済額については 602 万 7,000 円、前年度比 38 万 9,000 円の増となっております。徴収率については、前年度と同率の 95.2%であります。

5 款の国庫支出金は 9,015 万 5,000 円で、主なものは療養給付費等負担金 6,945 万 1,000 円、財政調整交付金 1,761 万 9,000 円などであります。

6 款の療養給付費交付金は 3,500 万円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者分でございます。

7 款の前期高齢者交付金は 1 億 6,214 万 3,000 円で、これは前期高齢者医療に係る支払基金からの交付金であります。

13 款の繰入金は 1,727 万 6,000 円で、一般会計からの医療給付費分などの繰り入れでございます。

次に 3 ページからの歳出であります。2 款の保険給付費は 3 億 3,130 万 7,000 円、このうち療養諸費と高額療養費は、一般被保険者で 3 億 17 万 5,000 円、前年度比 2,339 万円、8.5%の増であります。退職被保険者で 2,705 万 8,000 円、前年度比 230 万 5,000 円、7.9%の減となっております。

また、任意給付の出産育児一時金については 7 件で 294 万 1,000 円、葬祭費は同じく 7 件で 21 万円となっております。

一般被保険者の療養給付費が増えたことによって保険給付費全体では前年度比 2,187 万 9,000 円、7.1%の増となっております。

3 款の後期高齢者支援金等は 6,793 万 3,000 円で、前年度比 5 万 5,000 円の減であります。

7 款の協働事業拠出金は 4,386 万 7,000 円で、内訳は、高額医療費共同事業分 861 万 5,000 円、保険財政共同安定化事業分 3,525 万 3,000 円であります。

8 款の保険事業費は 340 万 3,000 円、うち特定健康診査事業が 275 万 9,000 円となっております。

次に 23 ページの財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

国保支払準備基金は基金利子分 1 万円の積み立てを行い、取り崩しはありませんでした。

年度末残高 2,513 万円というふうになっております。

以上が国保事業特別会計です。

次に、議案第 6 号 中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページ表中、一番下、歳入合計の行、歳入済額をごらんください。

歳入決算額は 5 億 7,093 万 6,694 円です。

続いて、2 ページ表中、歳出合計欄の支出済額、歳出決算額は 5 億 6,619 万 4,715 円で、差引残額は 474 万 1,979 円です。

前年度に比べ歳入は 3,393 万円、6.3%、歳出は 3,436 万 4,000 円、6.5%のそれぞれ

れ増であります。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の1 款 保険料は9,671 万8,000 円で、前年度比206 万8,000 円、2.2%の増です。

収入未済額は対象者4 名で8 万5,000 円であります。

保険料徴収率については、前年と同率の99.9%でございます。

4 款の国庫支出金は1 億4,416 万1,000 円、5 款の支払基金交付金は1 億6,091 万9,000 円、6 款の県支出金は7,946 万8,000 円、10 款の繰入金は8,244 万8,000 円でありますが、これらの大部分は保険給付費に充てられる収入であります。

なお、繰入金のうち基金繰入金については762 万円を介護給付費準備基金から繰り入れております。

2 ページ、2 款の保険給付費は、5 億4,638 万8,000 円、うち主なものはサービス給付費等諸費5 億3,725 万8,000 円、高額介護サービス費が862 万4,000 円です。保険給付費全体では前年度比3,417 万6,000 円、6.7%の増となっております。

5 款の地域支援事業については935 万5,000 円、前年度比64 万5,000 円、6.5%の減であります。主な事業については、高齢者への介護予防事業553 万3,000 円を実施しております。

次に17 ページの財産に関する調書をごらんいただきたいと思いますが、介護給付費準備基金については、基金利子分2 万円の積み立てを行って、762 万円の取り崩しを行い、年度末残高については2,940 万円というふうになっております。

以上が介護保険事業特別会計です。

次に、議案第7 号 中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページ表中、一番下の歳入合計の行、収入済額、歳入決算額ですが、4,408 万7,482 円です。

続いて、2 ページ表中、一番下の歳出合計の支出済額ですが、歳出決算額は4,406 万5,582 円で、差引残額2 万1,900 円で、翌年度繰越額となります。

1 ページの歳入ですが、1 款の後期高齢者医療保険料が3,074 万5,000 円で、前年度比13 万4,000 円、0.4%の増であります。

収入未済額は8 万1,000 円、徴収率は前年度同様99.7%であります。

4 款の繰入金は一般会計から1,332 万6,000 円の繰り入れを行っております。

2 ページの歳出ですが、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は4,343 万円で、前年度比2 万7,000 円、0.1%の増であります。その内訳は、保険料負担金3,074 万円、保険基盤安定負担金1,269 万円となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計です。

次に、議案第8 号 中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページ、一番下の歳入合計の行ですが、収入済額、歳入決算額2 億1,557 万3,108

円です。

続いて2 ページの表中、歳出合計欄の支出済額ですが、歳出決算額は2 億1,495 万6,033 円で、翌年度繰越額は61 万7,075 円であります。

前年度と比べて、歳入については510 万1,000 円、2.3%、歳出は442 万1,000 円、2%のそれぞれ減であります。

1 ページの歳入ですが、1 款の分担金及び負担金は550 万円で、前年度比228 万1,000 円、29.3%の減であります。

不納欠損額については3 件、210 万円、収入未済額は16 件で800 万円となっております。

2 款の使用料及び手数料の使用料ですが、5,855 万1,000 円で前年度比178 万3,000 円、3.1%の増であります。

収入未済額が7 件、144 万4,000 円となっております。

なお、平成25 年度の人口による水洗化率を見ますと、大草処理区が93.7%、片桐処理区が85.8%、村全体では88.3%ということで、前年度と比べると1.4 ポイントの増となっております。

7 款の繰入金は1 億5,000 万円で、前年度比500 万円、3.2%の減であります。一般会計からの公債費分等の繰り入れであります。

2 ページの歳出をお願いします。

1 款の下水道事業費は4,840 万7,000 円で、前年度比298 万7,000 円、6.6%の増であります。うち下水道維持費については3,547 万9,000 円で、前年度比258 万6,000 円、7.9%の増となっております。

2 款の公債費については1 億6,654 万9,000 円で、前年度比740 万7,000 円、4.3%の減であります。

以上が公共下水道事業特別会計であります。

最後に、議案第9 号であります。中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページの表中、一番下の歳入合計の行に収入済額ですが、歳入決算額1 億2,967 万7,415 円です。

次に2 ページの表中の歳出合計欄の支出済額ですが、歳出決算額1 億2,894 万4,700 円で、翌年度繰越額は73 万2,715 円となっております。

前年度と比べて歳入については471 万5,000 円、3.5%、歳出は497 万5,000 円、3.7%のそれぞれ減となっております。

1 ページの歳入をお願いいたします。

1 款の分担金は140 万円で、2 件の加入がございました。

2 款の使用料及び手数料のうち使用料は2,180 万5,000 円で、前年度比21 万4,000 円、9.9%の増であります。

収入未済額については8 件で23 万4,000 円であります。

なお、平成25 年度の人口による水洗化率を見ますと、全体では87.6%、前年度比

0.9 ポイントの増であります。

7 款の繰入金は 1 億 600 万円、前年度比 600 万円、5.4%の減であります。一般会計からの公債費分等の繰り入れということであります。

2 ページの歳出ですが、1 款の農業集落排水事業費は 3,219 万 2,000 円、このうち維持管理事業については 2,549 万 8,000 円で、前年度比 130 万 7,000 円、5.4%の増となっております。

2 款の公債費については 9,675 万 3,000 円で、前年度比 438 万 1,000 円、4.3%の減となっております。

以上が農業集落排水事業特別会計であります。

以上、各会計決算書の説明とさせていただきます。

審査のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 10 号 平成 25 年度中川村水道事業決算認定についてご説明を申し上げます。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので企業会計方式により処理をしております。そのため損益計算書の増減事項になる損益取引と貸借対照表の増減事項となる資本取引との 2 本立てになっております。

また、決算書の数値は税込表示、損益計算書や費用明細書などは税抜表示となっておりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

なお、金額については 1,000 円単位で申し上げます。

それでは、決算報告書の 1 ページ、ごらんください。

収益的収入及び支出、いわゆる予算書の第 3 条関係であります。収益的収入の決算額 9,479 万 5,000 円に対し収益的支出の決算額は 8,780 万円で、見かけ上、差し引き 968 万 4,000 円のプラスとなっております。

続いて 2 ページをごらんください。

資本的収入及び支出、いわゆる予算書第 4 条関係でございますが、資本的収入の決算額 3,950 万 3,000 円に対し決算額 5,704 万 9,000 円で、差し引き 1,754 万 5,000 円の不足となっておりますが、この不足額は当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんいたしております。

次に財務諸表でございますが、まず 3 ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支の明細となっておりますが、この表以降については借り受け消費税を抜いた数値、税抜となっておりますのでご留意ください。

それでは、営業収益は合計で 8,852 万 8,000 円、営業費用の合計は 8,494 万 2,000 円、差し引きで営業利益は 358 万 5,000 円となっております。これに営業外収益の合計 200 万 8,000 円及び営業外費用の合計 132 万 8,000 円を加減した経常利益は 426 万 5,000 円となりました。特別利益はなく、特別損失は過年度損益修正損 8 万 4,000 円で、差し引きしまして当年度純利益は 418 万円となりました。そこから前年度繰越利益剰余金 361 万 4,000 円を加えた 779 万 5,000 円が当年度末の未処分利益剰余金となっております。

続いて 4 ページをごらんください。

まず、上の表の剰余金計算書であります。決算として認定を求めたものであります。

剰余金のうち右の欄の利益剰余金につきましては、前年度繰越利益剰余金 361 万 4,000 円から前ページで算出された当年度純利益の 418 万円を加えた当年度末残高は 779 万 5,000 円となります。

また、左の欄の資本剰余金は、前年度末残高の 13 億 4,092 万 6,000 円に工事負担金の 3,934 万 1,000 円を加えた 13 億 8,026 万 8,000 円が当年度末の残高となります。

また、下の表は、上の表で計算された剰余金の処分に関する計算書案で、議決を求めたものであります。

自己資本金と借入資本金からなる資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金 779 万 5,000 円をそのまま翌年度に繰越処理をしたいとするものあります。

最後に 5 ページの貸借対照表であります。これは平成 25 年度末現在の財政状況をあらわしております。

資産の部は固定資産と流動資産で構成されておりますが、固定資産の合計額は 12 億 2,944 万 5,000 円、流動資産の合計額が 2 億 4,479 万 5,000 円、資産の合計は 14 億 7,424 万 1,000 円であります。

負債の部は流動負債、未払金で、合計 532 万 2,000 円、資本の部は資本金と剰余金で構成されておりますが、資本金の合計が 7,357 万 9,000 円、剰余金の合計は、下から 3 行目であります。13 億 9,533 万 9,000 円で、資本合計が 14 億 6,891 万 9,000 円、資本、負債の合計は資産の合計と同額の 14 億 7,424 万 1,000 円となっております。バランスがとれているということでございます。

以下につきましては、決算附属書類ということでありまして、6 ページから 9 ページにかけては業務や経営の状況、工事、業務量等を記した事業報告書、それから、10 ページ以降にはその他の書類としまして収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読み取りをいただくことといたしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

○議 長 ここでは暫時休憩とします。再開は 10 時 45 分にします。

[午前 10 時 29 分 休憩]

[午前 10 時 45 分 再開]

○議 長 会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員 それでは、平成 25 年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査結果についてご報告をいたします。

中川村代表監査委員 鈴木信

中川村監査委員 山崎啓造

平成 25 年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 25 年度各会計の歳入歳

○建設水道課長

出決算書、証拠書類、その他政令で定める書類及び同法 241 条第 5 項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

決算書の審査の結果についてであります。会計管理者より説明があり、お手元に報告書が配付されていると思いますので、簡略に報告をいたします。

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 平成 25 年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 25 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 25 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 25 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 25 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 25 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

### 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 10 日、11 日、14 日及び 17 日の 4 日間

### 3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、係数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査手続をもって実施した。

## 第 2 審査の結果

### 1 総括

#### (1) 総括意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望にこたえるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別会計 5 会計とも実質収支は黒字決算となっている。うち一般会計の実質収支は 2 億 7,828 万 5,000 円となっている。

地方交付税が歳入に占める割合は 51.5%で、前年度比 1,280 万 9,000 円、0.7%の増となり、国庫支出金の占める割合は 4.2%で、前年度比 1,038 万 4,000 円、6.4%の減となった。

県支出金の占める割合は 5.7%で、前年度比 2,944 万 2,000 円、12.4%の減となった。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応されるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

### (2) 決算規模

一般会計は前年度に比べて歳入で 3,167 万 6,000 円、0.9%の減、歳出で 3,561 万 5,000 円、1.1%の減となっているが、特別会計の合計は前年度に比べて歳入で 4,424 万円、3.1%の増、歳出で 4,882 万 8,000 円、3.5%の増となっている。

一般会計と特別会計の実質収支の合計では前年度に比べて 561 万 9,000 円、1.8%の増となっている。

一般会計及び各特別会計の決算額は次のとおりであるということで、表に掲げてあるとおりでございます。

### (3) 財政構造の弾力性

健全な財政運営の要件は収支の均衡を保持しながら経済変動や村民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務指標の過去 10 年間の年度別推移は次表のとおりであるということで、表に掲げてあるとおりでございます。

①財政力指数は、本年度は 0.208 で、前年度に比べ 0.002 ポイント低下しており、財政基盤が弱い状態にあることがうかがわれる。

②経常収支比率は、本年度は 81.2%で、前年度に比べ 0.5 ポイント改善されている。

③経常一般財源比率は、本年度は 94.7%で、前年度に比べ 0.1 ポイント改善されている。

④実質公債費比率、本年度は 6.6%で、前年度に比べ 1.3 ポイント改善されている。

⑤将来負担比率、本年度は、地方債残高や公営企業債の減による繰入金等見込額の減少を主因として将来負担額が減少したことにより充当可能財源等が将来負担額を上回り、前年度に比して、より健全化している。

## 2 一般会計

### (1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりである。

#### ①村税

ア、村税の決算額は 4 億 4,793 万円であり、前年度比 359 万 5,000 円、0.8%の増となった。

村民税は 408 万 9,000 円、2.1%の増、その要因は個人村民税納税義務者の増によるものと想定される。

固定資産税は前年度比 119 万 3,000 円、0.6%の減となった。

イ、収入未済額は 1,875 万 2,000 円であり、前年度比 25 万円、1.4%の増となっている。

村税は歳入の根幹をなすものであり、税負担の公平の原則からも収入未済額の解消

を図る必要があり、収納率の向上には非常な困難を伴うが、さらなる収納対策の強化を図るよう望むものである。

ウ、村税全体で不納欠損処分は 38 件、75 万 2,000 円である。処理は地方税法の規定に基づき適正な手続により行われているものと認めた。今後とも厳正、適確に対処されたい。

エ、村税の収納率は 95.8%と前年度と同率となっている。このうち翌年課税分は 99.0%、0.1%増と高率であり、徴収努力を評価する。

滞納繰越分の徴収率は 19.8%、3.4%増となっている。引き続き一層の徴収に努力されたい。

なお、高額滞納者に対しては、長野県地方税滞納整理機構及び県税徴収対策室上伊那分室への徴収の委託を行っており、平成 25 年度では固定資産税滞納分の 100 万円が納入されている。

#### ②地方譲与税

決算額 5,095 万 4,000 円の内訳は、地方揮発油譲与税 1,556 万 7,000 円及び自動車重量譲与税 3,538 万 7,000 円である。

#### ③地方交付税

普通交付税及び特別交付税、合わせた決算額は 18 億 6,674 万 8,000 円で、前年度比 1,280 万 9,000 円、0.7%の増となった。

普通交付税では、基準財政需要額のうち保健衛生費や高齢者保健福祉費などの単位費用額が増額となり、あわせて公債費算入される元利償還金のうち辺地債、過疎債分などが増額となったことに伴い交付額 17 億 3,623 万 3,000 円で、前年比 3,025 万 1,000 円、1.8%の増となった。

特別交付税では、過疎地域対策、山村振興に資する経費分の定住促進に係る村営住宅建設が前年度完了したことにより算定額が大きく減少、交付額 1 億 3,051 万 5,000 円、前年比 1,744 万 2,000 円、11.8%の減となった。

また、震災復興特別交付税は算定対象経費がなかったため皆減となった。

#### ④分担金及び負担金

ア、決算額は 4,139 万 7,000 円で、前年度比 298 万 7,000 円、7.8%増となった。

イ、分担金、ウ、負担金についての指摘事項でございます。

受益者負担の原則の上からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

#### ⑤使用料及び手数料

ア、決算額は 5,125 万 4,000 円で、前年度比 623 万 8,000 円、13.9%の増となっている。

イは住宅使用料について、ウは総務、衛生、各種手数料についての指摘事項でございます。

収入未済額は 21 件で 52 万 7,000 円、前年度比 34 万円増となっている。引き続き収入未済の解消に努められたい。

#### ⑥国庫支出金

決算額は 1 億 5,258 万 8,000 円で、前年度比 1,038 万 4,000 円、0.4%の減となっている。

国庫支出金は各種事業の貴重な財源となるため、国からの通知や情報を注視して、その活用に向けて努力されたい。

#### ⑦県支出金

決算額は 2 億 782 万円で、前年度比 2,944 万 2,000 円、12.4%の減となっている。

#### ⑧財産収入

決算額は 747 万円で、前年度比 30 万 3,000 円、3.9%の減となっている。

#### ⑨寄附金

決算額は 240 万 1,000 円で、前年度比 85 万 2,000 円、55.0%の増となっている。

#### ⑩繰入金

平成 25 年度では基金からの繰入金は行わなかった。

#### ⑪諸収入

決算額は 5,191 万 5,000 円で、前年度比 1,304 万 1,000 円、20.1%の減となっている。

#### ⑫村債

決算額は 4 億 270 万円で、前年度比 185 万円、0.5%の増となっている。内訳は、過疎対策事業債 3 億 2,740 万円、辺地対策事業債 2,410 万円と公共事業等債 3,380 万円となっており、借入決算額のうち 87.3%を過疎対策事業債及び辺地対策事業債で占めている。

平成 25 年度の過疎ソフト事業は、街路灯 L E D 化 940 万円、獣肉加工施設改修 740 万円と地域医療確保対策 2,190 万円を充てた。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成 24 年 6 月に平成 27 年度末を期限としていた旧法を 5 年間延長し、平成 32 年度末までの期限となった。交付税措置による有利な過疎対策事業債もあわせて延長されることから、引き続き本債を中心とした事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努められたい。

#### (2) 歳出

一般会計の歳出は、予算現額に対し支出済額 33 億 4,190 万円、不用額 2 億 8,427 万円で、執行率は 93.4%であった。不用額は、予備費 2 億 6,162 万 6,000 円を除けば多額な不用額でもなく、補正予算で措置等、適切に処理していることが認められた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえた。歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりである。

#### ①議会費

ア、決算額は 5,568 万 4,000 円で、前年度比 268 万 8,000 円、4.6%の減となっている。

#### ②総務費

ア、決算額は5億9,936万3,000円で、前年度比850万2,000円、1.4%の減となっている。

イは交際費、ウ、役場庁舎管理費、エ、防災対策費、オ、電子化推進事業費、カ、企画費、キ、村内巡回バス事業、ク、JRの駅員引き上げ対応に対するそれぞれの指摘事項でございます。

### ③民生費

ア、決算額は6億6,243万7,000円で、前年度比1億1,639万4,000円、18.0%の増となっている。

イ、平成25年度中の出生人数、ウ、つどいの広場事業、エ、児童養護施設たかずやの里、オ、未満児保育、カ、平成25年度末の高齢者人口、キ、平成25年度末の特別養護老人ホームについてそれぞれの指摘事項でございます。

ク、高齢者憩いの家では、平成25年度利用者は733人、334人減となっている。指定管理制度で中川観光開発株式会社に委託されており、1,228万6,000円、4万4,000円増となっている。管理費の削減努力や合理的な算定がされるよう期待する。

### ④衛生費

ア、決算額は1億7,111万7,000円で、前年度比3,295万2,000円、23.8%の増となっている。これは、水道事業では地域の元気臨時交付金3,470万1,000円の拠出金の増によるものである。

イは健康診査事業について、ウは合併処理浄化槽整備事業について、エはごみ処理事業について、オはグリーンニューディール基金事業について、それぞれ指摘事項でございます。

### ⑤農林水産業費

ア、決算額は4億3,361万7,000円で、前年度比5,559万6,000円、14.7%の増となっている。

イは農業災害について、ウは鳥獣害防止対策事業について、エは農村災害整備事業について、オは国土調査事業について、それぞれ指摘事項でございます。

### ⑥商工費

ア、決算額は3,686万1,000円で、前年度比20万5,000円、0.6%の増となっている。

イは商工業振興資金について、ウ、指定管理施設について、それぞれ指摘事項でございます。

望岳荘入浴施設と陣馬形山の利用以外の観光施設の利用者数は減少傾向である。新規利用者やリピーターの増加につながるような施策に期待する。

### ⑦土木費

ア、決算額は4億4,256万8,000円で、前年度比2億7,431万9,000円、38.3%の減となっている。

イは道路新設改良事業について、ウは道路維持管理事業について、エはずく出し協働事業について、オは住宅管理事業について、それぞれ指摘事項でございます。

### ⑧消防費

ア、決算額は1億1,720万2,000円で、前年度比2,898万3,000円、32.9%の増となっている。

イは常備消防費、ウは非常備消防費、エは消防団員について、それぞれ指摘事項でございます。

### ⑨教育費

ア、決算額は2億3,566万5,000円で、前年度比2,360万4,000円、11.1%の増となっている。

イは社会教育施設について、ウ、歴史民俗資料館について、エ、丸尾のブナの木について、オ、図書館事業について、それぞれ指摘事項でございます。

### ⑩災害復旧費

平成25年度に災害復旧事業は行われなかった。

### ⑪公債費

ア、決算額は4億8,738万5,000円で、前年度比3,591万9,000円、8.0%の増となっている。

イ、平成25年度末現在高は34億8,790万7,000円で、前年度末に比べて4,538万9,000円、1.3%の減となっている。期間中に9,718万円の繰上償還が行われた。

平成22年～23年度に借入れをした起債の償還が始まる平成26年度から徐々に公債費が増えてくる見込みであり、今後も慎重な財政運営を期待する。

### (3) 基金

ア、積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は16億2,214万8,000円で、平成25年度中の積立額は1億4,283万8,000円で、取り崩しはなく、平成25年度末現在高は17億6,498万6,000円となっている。その運用については適正なもの認められた。

イ、財政調整基金の前年度末現在高は9億4,230万円で、1億8,060万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、平成25年度末現在高は10億7,290万円となっている。

ウ、減債基金の前年度末現在高は1億4,257万円で、5万円の積み立てを行い、平成25年度末現在高は1億4,262万円となっている。

エ、高度情報化基金の前年度末現在高は9,699万5,000円で、1,205万6,000円の積み立てを行い、平成25年度末現在高は1億905万1,000円となっている。

### 3 特別会計

特別会計5会計の歳入合計は14億7,954万9,000円で、歳出合計14億4,458万1,000円、執行率は97.6%であった。

各特別会計とも収入確保に努力し、また、歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

#### (1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は5億1,927万5,000円で、前年度比1,988万9,000円、4.0%の増となっている。

②歳出総額は4,941万9,000円で、前年度比2,362万7,000円、5.1%の増となっている。

③は被保険者の加入状況についての指摘事項でございます。

④国保税の滞納額は602万7,000円で、前年度比38万9,000円、6.9%の増となっている。引き続き国保税の徴収については、なお一層の努力を期待する。

#### (2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額は5億7,093万7,000円で、前年度比3,393万円、6.3%の増となっている。

②歳出総額は5億6,619万5,000円で、前年度比3,436万4,000円、6.5%の増となっている。

③第1号被保険者についての指摘事項でございます。

④保険給付費についての指摘事項でございます。

⑤介護保険料滞納者は4人で、未納額8万5,220円となっている。

#### (3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は4,408万7,000円で、前年度比23万7,000円、0.5%の増となっている。

②歳出総額は4,406万7,000円で、前年度比23万3,000円、0.5%の増となっている。

③は後期高齢者医療に対する指摘事項。

④は総医療給付費に対する指摘事項でございます。

#### (4) 公共下水道事業特別会計

①歳出総額は2億1,495万6,000円で、前年度比442万1,000円、2.0%の減となっている。

②は水洗化率についての指摘事項でございます。

③下水道料の滞納額は144万4,000円で、前年度比22万円、18.0%の増となっている。また、事業負担金の収入未済額は800万円で、前年度比550万円、40.7%の減となっている。

徴収については、分納、延納等により、その実情に合わせた方法で徴収されている。

今後も引き続き滞納の解消に努力されたい。

④は2処理区の維持管理費についての指摘事項でございます。

#### (5) 農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は1億2,894万5,000円で、前年度比497万5,000円、3.7%の減となっている。

②は年度末の水洗化率の状況についての指摘事項でございます。

③下水道料の滞納額は23万4,000円で、対前年度比3万7,000円、18.8%の増となっている。引き続き滞納の解消に努力されたい。

④は維持管理費についての指摘事項でございます。

#### 4 その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等さまざまな分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関連部署で、その徴収対策会議の開催、徴収時の横の連携等を行いながら、その解消に努力をされている。今後も、より積極的な取り組みによって解消になお一層努力されたい。

続いて、平成25年度中川村財政健全化の審査意見についてご報告申し上げます。

総務課長より報告があり、また、建設水道課長よりも報告がありましたので、簡略化して報告をしていきたいと思っております。

平成25年度中川村財政健全化の意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された財政健全化判断比率及びその基礎となる情報、事項を記載した書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

平成25年度中川村財政健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

(1) 総合意見については、下記の表のとおりでございます。

(2) 個別意見として、表のとおり説明となっておりますので省略いたします。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

続いて、平成25年度公共下水道事業特別会計経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度公共下水道事業特別会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

平成25年度中川村公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果については、総合意見は下記の表のとおりであり、個別意見については、そこの記載されているとおりでございます。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にありません。

引き続きまして、

平成25年度農業集落排水事業特別会計経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成25年度農業集落排水事業特別会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

審査の概要について、

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果についてであります、

(1) 総合意見については下記の表のとおりであり、(2) 個別意見については、そこに記載されているとおりでございます。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にありませんでした。

続きまして平成 25 年度中川村水道事業決算の審査意見についてご報告を申し上げます。

これにつきましても決算の結果についてご報告いたしますが、建設水道課長より説明があり、お手元に報告書が配付されていると思いますので簡略に報告をいたします。

中川村代表監査委員 鈴木信

中川村監査委員 山崎啓造

平成 25 年度中川村水道事業決算の審査意見について

地方公営企業法第 30 条の規定により審査に付された平成 25 年度水道事業会計の歳入歳出決算関係諸帳簿及び証拠書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

平成 25 年度水道事業会計歳入歳出決算

### 2 審査の期日

平成 26 年 7 月 11 日

### 3 審査の方法

審査に当たっては、事業管理者から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成 25 年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証した。

また、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

## 4 決算の概要

### (1) 業務実績

給水件数は 1,777 件で、前年度より 11 件増加している。

1 人当たりの給水水量は前年度よりわずかに増加している。

年間総配水量は、ここ数年、下水道普及の増加に伴い緩やかな増加傾向にあり、58 万 8,005 m<sup>3</sup>で、対前年度比 2 万 8,181 m<sup>3</sup>、5.0%の増加となった。

配水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は 75.22%で、前年度比 3.27%減少している。

### (2) 経営成績

①事業収入及び事業費用（経営収支状況は税抜、収納状況は税込）

経営収支の状況を見ると、営業収益は 8,852 万 9,000 円、営業外収益 200 万 8,000 円の総収益 9,053 万 7,000 円に対して、営業費用 8,494 万 3,000 円、営業外費用 132 万 9,000 円の総費用 8,627 万 2,000 円で、426 万 5,000 円の純利益を生じた。

使用料の不納欠損により特別損失 8 万 5,000 円が発生したため、純利益は 418 万円となっている。

前年度繰越利益剰余金と合わせて 779 万 5,000 円を未処分利益剰余金として翌年度に繰り越した。

収納の状況は、調定額 8,735 万 7,000 円に対し収入済額 8,600 万 9,000 円で、収納率は 98.46%、未納額は 134 万 8,000 円であった。

②資本的収入及び支出（消費税込の金額）

収入は加入金、道路工事に伴う移転補償費及び地域の元金臨時交付金を繰り入れたため総額 3,950 万 4,000 円となり、支出は建設改良費が 5,358 万 6,000 円、企業債償還金が 346 万 4,000 円で、合わせて 5,704 万 9,000 円、前年度比 3,662 万 3,000 円と平年より大きな額となった。

建設改良費は地域の元金臨時交付金により 3 路線の布設工事の実施、道路改良に合わせておこなった老朽管布設がえ 6 件及び機器類の更新を実施している。

## 第 2 審査の結果

### 1 決算諸表について

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他附属書類については、係数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示しているものと認めた。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

### 2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 平成 25 年度は 410 万円の純利益となった。当年度末未処分利益譲与金は 779 万 5,000 円となっている。

今後とも健全経営のために通常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 有収率が前年度より 3.27%減少したが、今後、老朽化した配水管等の更新を進め、さらなる漏水調査をして有収率の改善に努力されたい。

続いて、経営健全化の審査意見についてご報告を申し上げます。

平成 25 年度水道事業会計経営健全化の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 25 年度水道事業会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

平成 25 年度中川村水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、事業管理者から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

(1) 総合意見は以下の表のとおりであり、(2) 個別意見についても、その内容説明でございます。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にありませんでした。

以上であります。

○議 長

審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

○3 番

(松澤 文昭) 水道会計のことで、ちょっと1点お聞きをしたいんですが、この減価償却費があるわけでありましたが、これにつきまして、定率法か、あるいは定額法、どちらのものを採用しているか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○建設水道課長

定額法でございます。

○議 長

ほかにございませんか。

○2 番

(湯澤 賢一) 基本的には、非常に、例えば積極的にお金を使えというふうな意見もありますけれども、財政調整基金が上限を越したというふうな今回の決算で、先ほど総務課長からも健全化判断比率、あるいは監査の方からも、不用額は、もう、範囲内で、そんなに多くない、これでちょうどいいんじゃないかというふうなことであります。住民といたしましては、非常に、やっぱり貯金が増えていく、財政調整基金は貯金だと思いますが、貯金が増えていくということは非常に安心なことであります。

ちょっとここでお聞きしたいのは、ふるさと創生基金、これ、前から、ちょっと気になっているんですが、これは、かつてふるさと創生資金として、ずっと1億円、全国の行政体に配られた分の、これが、それが基金となって、今、残っているのであろうと思うわけですが、これ、一応、ちょっと条例を見て、これどういうふうにするのかなというふうに、どういうときに使うのかなというふうに調べてみましたが、ちょっとよくわからない、要するに目的に合った事業に使うというふうな記載しか書いてありません。例えば、こうした、ちょっと名前からして、みんなで、こう、使えそうな基金でありますので、ちょっとこの辺の使い方というか、何かありましたら教えていただきたいと思えます。

○副 村 長

ただいまお話にありました中川村ふるさと創生基金につきましては、当時の竹下首相時代だったと思えますけれども、平成元年にこの条例を制定して1億円が交付されたものであります。

使い道については、チャオの整備でありますとか、また、若者の海外研修等々へ使ってきた経過がございます。そのほかもあったかと思えますが、ちょっと手元に資料等ありませんのでわかりませんが、この設置につきましては、ただいまお話のありましたとおり、ふるさと創生事業の推進する財源とするためということで設置をしております。

当初の設置目的が、ちょっと細かく把握しておりませんので、こういったものを使うことができるかということでございますけれども、処分、この基金の処分のほう、要するに使い道につきましては、設置の目的に沿った事業を行うために必要があるとき、また、金融機関等の経営破綻によりまして村債等の債務との相殺財源に充てるときということになっておりまして、この設置の目的に沿った事業ということでありませぬけれども、きちんと整理をしてございませぬので、特定目的基金でありますので、その整理はしていきたいと思えますが、ちょっと、ここで、こういった事業にということで申し上げられませぬので、ご了承をいただきたいと思えます。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第10号まで7議案を議会会議規則第39条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成25年度中川村一般会計歳入歳出決算認定については、議会先例第25条の規定により総務経済、厚生文教の各委員会に分割付託します。

議案第5号 平成25年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第6号 平成25年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第7号 平成25年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については厚生文教委員会に付託します。

議案第8号 平成25年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第9号 平成25年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第10号 平成25年度中川村水道事業決算認定については総務経済委員会に付託します。

各常任委員長は、会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告をお願いします。

お諮りいたします。

日程第14 議案第11号から日程第17 議案第14号まで補正予算4件につきましては、平成26年度の補正予算関係であり、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、

日程第14 議案第11号 平成26年度中川村一般会計補正予算(第3号)

日程第15 議案第12号 平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○副 村 長

日程第 16 議案第 13 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度中川村水道事業会計補正予算(第 2 号)

以上の 4 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第 11 号 平成 26 年度中川村一般会計補正予算(第 3 号)についてご説明いたします。

第 1 条で予算の総額に 3 億 6,100 万円を追加し、予算の総額を 34 億 8,900 万円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では地方交付税の決定による追加や平成 25 年度決算による繰越金の追加、歳出では財政調整基金への積み立て、起債の繰上償還、また、年度内事業の進捗に合わせた各事業の補正が主なものでございます。

6 ページをごらんください。

6 ページ、2 の歳入、11 款 地方特例交付金は 47 万 1,000 円の追加で、減収補てん特例交付金の額の確定による追加でございます。

7 ページ、12 款 地方交付税で 1 億 4,212 万円の追加で、普通交付税の額の決定による増額であります。これよりまして平成 26 年度普通交付税の総額は 16 億 9,212 万円となり、平成 25 年度よりは 4,411 万 3,000 円、2.5%の減額となります。減要因の主なものは、交付税の算定に用いられます単位表が引き下げられたことによるものでございます。

8 ページ、16 款 国庫支出金、国庫負担金 6 万 5,000 円で、民生費国庫負担金 6 万 5,000 円の追加であります。これは、平成 25 年度の清算によりまして追加となるものでございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金 1,110 万 8,000 円の追加で、説明にありますとおりがんばる地域交付金の 2 次交付額が決定になり、107 万 5,000 円の追加、また、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のシステム整備費補助金 1,003 万 3,000 円が新たに交付されることによるものでございます。

9 ページ、17 款 県支出金は、県補助金で 146 万 7,000 円の追加で、商工費県補助金は 30 万円で、ビューポイント整備事業補助金で陣馬形の看板設置事業に充当いたします。

商工費県補助金は 116 万 7,000 円で、消防広域化重点地域支援事業の補助金でございます。

委託金は 12 万 6,000 円の追加で、総務費、民生費、それぞれごらんいただいたとおりですが、選挙費の委託金につきましては、県知事選挙委託金の追加、また、民生費につきましては地域人権啓発活性化事業の委託金の追加でございます。

10 ページ、18 款 財産収入は、物品売払収入 78 万円で、不要となりました公用マイクロバス 1 台の売却代金でございます。

11 ページ、寄附金、19 款 寄附金でございます。総額で 17 万 2,000 円、一般寄附

金で 7 万 2,000 円、村の発展のためにと村内の個人からいただいたものでございます。

民生費寄附金で 7 万円でございます。片桐街路灯組合から清算に伴い片桐地区児童のためにとご寄附をいただきました。片桐保育所のほうで使わせていただくこととしております。

教育費寄附金 3 万円であります。つれてってカード協同組合からいただき、東西小学校で使わせていただくものでございます。

12 ページ、21 款 繰越金 2 億 448 万 8,000 円の追加で、平成 25 年度からの繰越金でございます。

13 ページ、22 款 諸収入であります。預金利子につきましては収支の調整のための減額であります。

雑入は 20 万 6,000 円の追加で、その他、総務関係として美しい村のガイドブックの買い取り料と葛北地区の火の見やぐらの撤去工事負担金、中央地区の消火栓新設工事の負担金でございます。

14 ページから歳出でございます。

2 款の総務費であります。

総務管理費が 2 億 325 万 3,000 円、一般管理費が 60 万円であります。使用料及び賃借料で有料道路使用料の割引率が下がったこともあり、通年の不足見込額を追加するものであります。

文書広報費は 179 万円、CATV 事業で 32 万 4,000 円ありますが、これにつきましては、エコシティ・駒ヶ岳が整備をいたします議会中継用の光送受信機の更新負担金ということで、工事費の半額相当を負担するものでございます。

電子化推進事業は 146 万 6,000 円あります。

使用料及び賃借料につきましては、緊急情報等配信サービスの加入者が多く、このオクレンジャーの利用者増に伴う増額でございます。

備品購入費につきましては、文化センター、保育所、小中学校など、庁外の 8 施設の情報を高速通信が可能となるように機器の整備を行いたいとすることでございます。

企画費は 86 万 3,000 円、うち企画総務費が 66 万 3,000 円の追加であります。社会保障税番号制度、マイナンバー制度の実施に当たり地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体にかわって行うこと等を目的とします地方公共団体情報システム機構への負担金であります。

15 ページであります。補助金であります。中川村地域間交流事業補助金交付要綱に基づきまして飯舘村と交流する会が行う交流事業に対する補助で 20 万円でございます。

財政調整基金であります。2 億円の追加で、平成 25 年度の繰り越しから基金の積み立てを行うものでございます。村の財政状況等を見ますと、今後、新ごみ中間処理施設の負担金、消防広域化に伴う負担、昭和伊南総合病院支援、公共施設の維持修繕の支出が見込まれておりまして、加えて全国で災害が多発している状況から災害への備えなどとして基金の積み立てを行いたいとすることであります。平成 26 年度末

で財政調整基金総額を12億7,340万円を見込んでいるところでございます。

戸籍住民基本台帳費は11万6,000円の減額であります。住基カード発行につきまして、マイナンバーカード発行までの措置として委託で行う予定でございましたが、発行する機械が低廉で借りられることとなり、自前で発行することによる減額でございます。

選挙費は322万9,000円でございます。村議会議員一般選挙費であります。無投票となりましたので、必要な額を残し不用額を減額するものでございます。

16ページの県知事選挙費9万7,000円の追加であります。執行に要しました経費に県からの追加委託分を充てるものでございます。

17ページ、民生費であります。

社会福祉費で243万2,000円の追加であります。社会福祉総務費の障害者支援事業119万2,000円の追加で、過年度の障害者自立支援給付費国庫負担金精算還付金でございます。

福祉医療費給付事業6,000円につきましては、国保連合会の負担金で、前期高齢者の自己負担割合改定に伴うシステム改修費の負担金であります。

人権擁護費4万4,000円の追加で、県委託金の追加に伴う増額でございます。

老人福祉費119万円の追加で、老人福祉施設管理費として高齢者憩いの家のエコキュートのコンプレッサーの修繕料でございます。

児童福祉施設費4万2,000円ありますが、子育て支援事業でバンビーニの既存の機器が老朽化をしたことに伴いまして、新たに複合機プリンターを購入するものでございます。

19ページ、衛生費であります。1,690万2,000円の減額であります。水道事業費での減額でありまして、6月の補正でがんばる地域交付金を水道事業費に充てたところでありますが、県から使い道について公営企業会計へは繰出基準の4分の1以内にする必要があるとのことから、所要額を残し、今回、減額をするものでございます。

20ページ、農林水産業費の林業費、林業総務費12万円の追加で、平成25年度分の林道舗装工事の額が確定し、事業費割分が増額となったことから増額をするものでございます。上伊那山林協会へ負担金として納入をするものでございます。

21ページ、商工費であります。

商工費の観光費で81万4,000円の追加で、観光施設管理事業は60万円あります。昨年、県の信州ふるさとの見える丘に認定をされ、県補助での事業が対象となることから、陣馬形山頂案内看板の設置を行うものでございます。

ふれあい観光施設管理事業は21万4,000円で、望岳荘の玄関の自動ドアの修繕料であります。

22ページ、土木費でございます。

道路橋梁費の道路維持管理費で2,000万円の追加であります。道路維持管理につきましては、地元から修繕ですとか小規模な改良の要望が多いことから、追加を行い整備を行うものでございます。

道路新設改良費は村道新設改良費で1,797万7,000円の追加であります。19ページの水道事業費で減額となります。1,690万2,000円に8ページで2次交付されますががんばる地域交付金の107万5,000円を加えた1,797万7,000円を道路改良工事費に追加するものでございます。予算計上済みの路線の整備に充てたいとするものでございます。

住宅費については71万9,000円で、住宅管理費の追加分でございます。アルプスハイツ中組の修繕につきましては、ユニットバスの水回りの修繕、牧ヶ原の住宅遊具の点検は村民グラウンドの駐車場の北側の公園にあります滑り台の遊具の点検、村営住宅の塗装工事につきましては文化センター東側にあります一戸建て住宅の屋根塗装でございます。

23ページ、消防費であります。16万9,000円の追加で、消防施設事業費でございます。葛北地区の火の見やぐらの撤去工事でございます。地区からの要望で、使用をしておられないこと、また、老朽化していることから撤去を行うための工事費でございます。

24ページ、教育費であります。

教育総務費18万5,000円のうち事務局費のALT事業10万円の追加であります。ALTの入居している住宅内の不用品の処分と備品の老朽化に伴う更新の費用でございます。

教員住宅管理費8万5,000円の追加でございますが、老朽化に伴いまして中学校の南世帯住宅のガス湯沸かし器の取りかえを行うものであります。

小学校費については91万4,000円、うち学校管理費の東小学校管理費は51万5,000円の追加であります。賃金につきましては、日本語の話せない中国からの児童の入学があり、日本語の支援を行うものでございます。そのほかの費用につきましては学校施設の維持管理にかかわる費用で、ごらんをいただいたとおりでございます。

25ページ、西小学校管理費は34万7,000円の追加で、学校施設の維持管理にかかわる費用の追加であります。

教育振興費5万2,000円のうち東小学校教育振興費1万5,000円は寄附金で児童図書を購入したいとするものであります。

西小学校教育振興費3万7,000円の追加で、当初見込みより入学児童が増えたことと、また、予備を見込んでの必要見込額の追加と、東小学校と同様、寄附金で児童図書を購入したいとするものであります。

中学校費です。851万9,000円の追加で、中学校管理費で851万3,000円あります。この賃金につきましては、東小学校の児童の世帯とは別世帯になりますが、日本語の話せない中国からの生徒の入学があり、日本語支援を行うものであります。

26ページであります。

委託料につきましては、学校施設の耐震化事業のために、記載をしてありますとおり、構造体、天井の耐震診断を行うための費用でございます。

教育振興費、中学校教育振興費の6,000円は、男子バレー部の長野県中学校総合体

育大会夏季大会出場補助でございます。

社会教育費は83万4,000円の追加で、うち文化財保護事業が44万7,000円であります。丸尾のブナの保護事業で、昨年、台風によりまして枝折れがあり、保護のための診断を行ったところでありますが、保護の方法が決まりまして、ケーブルでつること、また、鳥居型支柱で支える方法とすることが適当ということから、当初予算に追加して、総額で99万円で保護を行うものであります。

文化施設管理費、中川文化センター管理事業は35万2,000円で、大ホールの天井耐震化工事の設計業務の追加であります。

歴史民俗資料館管理事業以下、それぞれの保健体育総務費、体育施設管理事業につきましては、事業の執行に合わせて追加をするものでございます。

28ページをお願いいたします。

12款 公債費で8,527万8,000円の追加であります。元金で7,727万8,000円、公債諸費で800万円であります。

公債費につきましては、ここ数年、起債の発行額が多く、起債残高も増えておりますことから、借入利率の高いものを対象に繰上償還を行い、将来負担の軽減を図りたいとするものであります。

元金につきましては、財政融資資金の繰上償還分でありまして、平成19年度に発行をいたしました臨時財政対策債、これは1.5%の利率であります、これを償還したいとするものであります。

公債諸費につきましては、償還金に係る利子の割引料で、いわゆる繰上償還にかかわる保証金でございます。

29ページ、予備費で3,979万7,000円で収支の調整を行いまして予備費としたいとするものでございます。

特別会計につきましては担当課長のほうからご説明いたしますので、よろしく願います。

それでは、保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明いたします。

まず、議案第12号 平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ1,041万8,000円を追加し、予算の総額を5億441万8,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、5ページをごらんください。

平成25年度決算額の確定によりまして繰越金の予算総額が2,885万6,000円となります。この中には平成26年度において国及び社会保険診療報酬支払基金に返納すべき国庫負担金、交付金が含まれておりまして、支払基金分が351万9,000円、国庫負担分が248万円で、純繰越は2,285万7,000円となります。このことにより、補正前の繰越金の予算額1,843万8,000円に合計1,041万8,000円を増額いたします。続いて歳出ですが、6ページの後期高齢者支援金等の651万9,000円の増、7ページの前期

○保健福祉課長

高齢者納付金等の6万7,000円の減、8ページの老人保健拠出金の1,000円の減については、いずれも額の確定によるものです。

9ページの諸支出金につきましては、支払基金への療養給付費交付金の償還を352万円、国への療養給付費負担金の償還を248万1,000円、それぞれ計上いたしました。

10ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。

次に、議案第13号 平成26年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ406万8,000円を追加し、予算の総額を6億3,676万8,000円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

まず歳出の償還金について説明いたします。7ページをごらんください。

平成25年度の決算額の確定により、平成26年度において国に返納すべき国庫負担金及び補助金並びに社会保険診療報酬支払基金に返納すべき交付金の額が確定いたしました。国庫負担分が316万1,000円、支払基金分が86万3,000円で、合わせて402万4,000円の増額となります。

次に歳入の繰越金ですが、6ページをごらんください。

決算額の確定により206万8,000円の増額となります。この増額分は歳出補正の償還金の財源となるべきものであります、これだけでは不足いたしますので、5ページの繰入金において介護給付費準備基金から200万円を繰り入れることといたしました。合わせて歳入は406万8,000円の増となります。

8ページの予備費で調整し、歳入と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

続きまして、議案第14号 平成26年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明をいたします。

今回の補正は、収益的収支では原水及び浄水費、配水及び給水費の不足を計上するものであります。

また、資本的収支では一般会計で繰り出しの補正がありました分の繰入金の減額と建設改良費を増額して計上するものであります。

それでは、予算書本文、第2条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に150万円を追加し、総額を1億1,094万円とするものであります。

また、第3条で資本的収支の資本的繰入金を1,690万2,000円減額し、資本的支出の建設改良費には350万円を追加、収入総額を655万円、支出総額を6,350万円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,695万円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

7ページの予算実施計画書をごらんください。

収益的支出では、営業費用、原水及び浄水費の修繕費を70万円、配水及び給水費の工事請負費を80万円増額いたします。

続いて8ページ、9ページの資本的収入及び支出であります。資本的収入の繰入金としまして、これは一般会計補正予算の保健衛生費からの負担金であります。1,690万2,000円を減額をいたしました。国のがんばる地域交付金の使途を変更したことによるものであります。

資本的支出については、建設改良費の機械及び装置、電気設備の工事請負費に200万円、調査費の配水管測量設計費に50万円を追加するものであります。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュフロー計算書、26年度の予定貸借対照表を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより議案第11号から第14号について質疑を行います。

○8番 (大原 孝芳) 一般会計で26ページの教育費の委託料の件でお伺いします。

ランチルームと給食センターの構造耐震診断業務ということなのですが、以前、説明がございまして、本来は耐震にしなくてもよかったが、以降、耐震が必要になったというような説明で、今回、こういったことが載ってきていると思います。今回の収入のほうで、これに対する財源っていうのは、当時もお聞きしたんですが、耐震業務、それからまた耐震にかかる費用っていうのは、財源っていうのを、ちょっと、再度、説明願いたいと思いますが。

○教育次長 補正予算書26ページの委託料746万9,000円、中学校のランチルーム、給食センター、それから特別教室棟の構造材、いわゆる骨組みの耐震診断の業務の委託料ですけれども、この補正予算書ではすべて一般財源で行うということになっておりますが、補助制度上、耐震診断、それから工事の設計業務、それから工事費については、すべて完了した時点でさかのぼって補助対象にするということになっておりまして、仮に、その耐震強度がなくて工事になった場合には、この耐震診断業務も対象、補助対象となります。それから、起債についても充当をする予定ですが、仮にですね、耐震強度があるという場合につきましては、資産形成を伴う業務ではないという結論になりまして、すべて、この耐震診断業務については、補助、起債等は一切ないというふうに県のほうから聞いております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○2番 (湯澤 賢一) 23ページのところにあります葛北地区火の見やぐら撤去工事っていうのがあるんですけど、火の見やぐらがほとんどなくなりまして、撤去されまして、ときどき、ちょっとよその村で見ると、とても懐かしく思うわけですが、この火の見やぐら、村内でもときどき、こう、何ていうかな、骨とう品的にちょっと置いてあるところがあるんですけど、あれは、壊した後、どういうふうに処分されているのか、壊れたというのか、撤去された後、それと、ちょっと、もう1点は、丸尾のブナの木ですけれど、とても心配なんです。現状でどういう状況か、手入れしていけば、ちょっ

と大丈夫かという点及び、ついでにとっては何ですが、石神の松も、とても、ちょっと色が悪い感じしますけど、その辺も、もし何か把握されておりましたらお願いしたいと思います。

○総務課長 葛北地区の火の見やぐらの撤去工事ですけれども、これにつきましては地元からの要望ですけれども、現在の火の見のすぐそばに電線、それから電話線、それからCATVのケーブル、これが走っております。葛北の火の見やぐらは村内の火の見やぐらの中ではかなり古いもので、足の下、大体、火の見やぐらは足の下が広がっているんですけど、その広がりが非常に狭いということで、万が一の際には、倒壊した場合、電線、電話線、CATVのケーブルを切断するおそれがあるということで地区から要望があったものです。これについては、完全に撤去し、そのものについては鉄くずとして処分であります。この工事費の中では処分を見てのものになっております。以上です。

○教育次長 ご質問のありましたブナの木と石神の松であります。

まずブナの木でありますけれども、ブナの木につきましては、村指定文化財ということで平成16年4月に村の天然記念物ということで村の文化財に指定をしたところでありますが、昨年11月ごろにたまたま通りかかりました登山者の方から枝が折れているということで連絡を受けましたので、折れた枝につきましては細かに刻みまして登山等から脇に寄せて、登山道に支障がないようにしたところでありますが、残りましたブナの木につきましては、その後、診断をしていただきまして、対応が年度末に出たところでありますけれども、当初予算につきましては概略で予算を盛りさせていただきましたが、ブナの木に近い所に1本の支柱を立てまして、ワイヤーでつる工法で、当初予算、計上をいたしたところでありますが、5月ころ、その業者からご指導ありまして、つるだけでは、ちょっと振れが心配なので、枝の下からも、いわゆるお宮の鳥居方式で地面から枝を支える、下から枝を持ち上げて振れないようにするという工法をしたほうがよいという指導を受けましたので、今回、補正で下から鳥居方式の支えを設ける予算を追加で計上をお願いしたいところであります。実施につきましては、葉が落ちましてから実施をするということで考えております。

それから、石神の松につきましては、2年ほど前に、やはり虫が発生をしまして、葉っぱに黒帯びたふんというかがつきましたので、殺虫剤で消毒をして、虫については殺虫をしたところでありますが、最近、ちょっと見ていなくて申しわけないんですけども、再度、現場を見まして、必要であれば、当初予算のほうに予算が石神の松分ということで計上がございますので、殺虫剤を散布等してまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○2番 (湯澤 賢一) その火の見やぐらっていうのは、例えば、その地区の要望で壊す、撤去するというものなんですか、それとも何か村のものだから村で不要になったから、あるいは、誰かが上がっちゃいけないから、危険だから壊すというふうな感じなのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいのと、それから、ときどき、その頭の部分だけ置い

たり、置いてありますけど、あれは、ああいうふうには、例えば払い下げるとか、希望があれば差し上げるとか、そういうふうな処分の仕方をされているんですか。

○総務課長 消防の施設、例えば貯水池、それから防火水槽等も同様だと思うんですけども、一応、設置は村ですけれども、設置段階では地元負担もいただいて、以後の管理は地元という方式で来ております。そのために、火の見やぐらについても地元からの申し出により撤去なりをしていく、当然、地元負担も応分の負担はしていただくということでもあります。

ただ、先ほども申したとおり、かなり古くなってきております。昭和 30 年代～40 年代に設置されたものもまだあるという状況の中では、消防団がそれを実際に使っていた段階は、塗装をしたりとか、そういう維持管理がされておりましたけれども、今は、消防団は、半鐘の鐘、鳴らしておりません。これ、防災無線ができてから、そういう管理をしなくなったということで、逆に老朽化が進んでいる、そういう意味では、要望いただければ村のほうで撤去します。ただし、地元負担をお願いしますということでお話をしています。

その払い下げなんですけれども、ただそのまま払い下げて、それじゃあ、そのものが、もし倒壊したりして、通行中の車とか人とか、そういったものに被害を与えた場合の補償のこともございます。ここ数年では、ちょっと、そういう払い下げの要望というのは来ておりません。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○5 番 (中塚礼次郎) 16 ページの村議会の一般選挙費の、この役務費の関係ですけれども、選挙はがきほかの更正減の 48 万 2,000 円についてでありますけれども、ご承知のように選挙は、ちょうど定数ぎりぎり無投票で選挙公報も出されなかったという中で、この選挙はがきは、住民というか有権者に対する周知の、それぞれの候補者の選挙公報、選挙公約を知らせる手段だというふうに思うわけでありまして、48 万 2,000 円の更正減ということで、何名くらいの候補者の方がこのはがきを利用したかということについて、もしわかればお聞きしたいと思います。

○事務局長 選挙はがき、これは村議会議員の皆さんが立候補されたときに出されるはがき代で、ちょっとどなた、何人出されたかは、ちょっと把握しておりませんので、また調べてお知らせをいたします。

そのはがき分で、郵便局から請求が来なかった分を減額するという手続です。

○議 長 ほかにありませんか。

○6 番 (柳生 仁) 一般会計の 22 ページのアルプスハイツ中組の修繕費なんですけど、先ほど水回りの修繕っていうことでございましたけども、建築してからそんなに歳月がたっていない気がするんですけど、どういう修繕だったのか、必要において修繕されたのか、老朽化なのか、何かわかったらお願いします。

○住民税務課長 アルプスハイツ中組の水回りの修繕についてですが、まず老朽化ということで、蛇口パッキンが古くなっているということが 1 点あります。それから、壁と給水管のつ

なぎ部分があるんですが、そこの緩みということも、十数年たっておりますので、そういうことも生じてきているということで、今回、修繕を行うことになりました。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより議案第 11 号から第 14 号について採決を行います。

まず議案第 11 号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおりに可決されました。

次に議案第 12 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおりに可決されました。

次に議案第 13 号の採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおりに可決されました。

次に議案第 14 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおりに可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は 1 時 15 分とします。

〔午後 1 2 時 1 3 分 休憩〕

〔午後 1 時 1 5 分 再開〕

○議 長 会議を再開します。

日程第 18 議案第 15 号 中川村監査委員の選任についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 議案第 15 号 中川村監査委員の選任についてご説明をいたします。

監査委員の任期満了のため、現在、監査委員を務めていただいております鈴木監査

委員に引き続きお務めをいただきたいということで提案いたすものであります。

氏名、鈴木信。

生年月日、昭和 21 年 11 月 27 日。

住所、中川村大草 4100 番地の 3。

鈴木監査委員につきましては、ご存じのとおり村の代表監査委員を務めていただいておりますし、上伊那広域連合においても監査をしていただいております。知識、経験とも豊富で、適確な監査をしていただいておりますことから、引き続き監査委員としてお願いしたいと思ひ提案をする次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

なお、人事案件の採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。よって、議案第 15 号は同意することに決定しました。

日程第 19 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5 番 中塚礼次郎議員。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました中川村の防災対策について質問をいたします。

今、国内で大規模な土砂災害が相次ぎ、南木曾町・広島土砂災害では多くの尊い命と生活基盤を失う大きな災害が起きました。亡くなられた方のご冥福と被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地の早い復興と今後の防災対策が早急にとられることを望んでやみません。

南木曾町や広島土砂災害からの教訓をどう生かすかという点から質問いたしますが、広島市の土砂災害では、午前 3 時過ぎから被害の 119 番通報が相次いだと言います。市が最初に避難勧告を出したのは午前 4 時 15 分、市の判断が遅かったと非難されています。

また、南木曾町の土砂災害でも町が避難勧告を出したのは災害が発生した後の 10

分後ということで、これらの点からも、避難勧告だけに頼らず、自分で危険を判断することの必要性が指摘されております。

広島県と広島地方気象台は午前 1 時過ぎに土砂災害警戒情報を発表し、内閣府の方針でも広島市の水防計画でも土砂災害警戒情報が出れば避難勧告を検討するとなっているというふうに言われております。この時点で広島市が勧告に踏み切れなかったは、その後の雨の降り方を読み切れなかったためと言われています。午後 3 時代では市の中心部の時間雨量は 1mm だったのに対して、10km 北へ離れた安佐北区では、恐怖を感じる雨量、恐怖を感じる猛烈な雨量、雨ということで、1 時間当たり 101mm の雨を観測したと言います。

市の危機管理部の担当者によれば、雨がこれほど局所的に強くなるとは予想以上で、市全域でどう対応するか躊躇があったと説明しております。

広島市も住民に呼びかけなかったわけではありません。午前 1 時過ぎに次の土砂災害の警戒情報を受けて 5 万 5,000 人の市民が登録している防災情報メールで警戒情報を一斉送信し、市内 80 カ所の野外スピーカーからもアナウンスをしました。住民からは、眠っていてメールに気づけなかったとか、大雨でスピーカーの音がよく聞こえなかったというこれが多く出されたというふうに言われております。

いざ災害が起きると、適時的確な避難勧告などの発令がされていたかが必ず問われ、行政責任が問われる事態にもなります。

県の 8 月調査では、避難勧告等の具体的な発令基準を未設定の市町村が県下に 10 市町村、当村では、長野県と長野地方気象台発表の情報をもとに発表基準により対応、検討がされるわけでありましたが、長野県地方気象台は、発表がされたときは、もう既に非常に危険な状態になっていると理解してほしいということで、そういった対応をお願いしたいというふうに要請をしております。

現在、土砂災害の警報や避難勧告は、だんだんと大雨になっていくときの積算雨量と今後の予測をもとに判断がされていますが、基準の見直しと住民理解の点からも明確化していく必要があるのではないかとこのように考えます。その点について村の考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長 それでは、防災担当が総務課ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

住民の命と財産を守ることは、これは基礎的自治体である村の責任であります。このことを念頭に置き、気象予測や巡視等からの情報を集めて総合的に判断し、災害発生前に各避難に要する時間も考慮して早目に発令しなければならないというふうに考えているわけです。

また、村内には土石流危険溪流が 75 カ所、急傾斜地が 56 カ所ございます。大雨洪水警報が発令された場合、状況により、村職員による巡視や消防団員を招集しての警戒が行われますけれども、村内には危険箇所が多いため、住民の皆さんからの情報も判断材料として重要となります。村民の方々も自宅付近の河川や崖、擁壁などの異常を発見された場合には、役場への連絡と、状況によっては自主避難を行っていただき、みずからの命はみずから守っていただくことも重要と考えます。

ただいまの質問の中に基準の見直しというお話もございましたけれども、内閣府から避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインというものが、現在、案の段階で示されております。これから案がとれていくかと思えますけれども、避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示すことが求められ、今後1、2年をめどに防災関係機関との調整を行いながら見直すこととなります。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 県の防災課では、土砂災害危険度1km四方ごとに表示するなどの詳細情報を提供するウェブサイト、県の河川砂防情報ステーションの活用を呼びかけているわけではありますが、村としてのそれに対する対応はいかがでしょうか。

○総務課長 県あるいは長野地方気象台から出される大雨洪水警報の発令、こういったものについては、県の段階で、そういったことも一つの資料として使われております。

それから、私たちのほうでもそれを見ることができますので、現実的に大雨洪水警報が発令されると、私を初め防災担当の職員が役場へ詰めますけれども、そういった情報も見ながら、必ずしも上からの指示ばかりではなくて、自分たちでも可能な限りデータ等を収集しながら今後の状況を想定しているところでもあります。

ただ、幸いにして中川村ではそういう危険な状態がここのところ起きておりませんので、実際には避難勧告等は発令しておりません。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 水害に対する村の発令基準ですが、大雨注意報、それから洪水注意報は、ともに30mm以上、それから大雨警報、それから洪水警報については50mm以上というふうになっております。

広島での災害では市の中心部と10km離れた地域で100mmの雨量差が判断のおくれとなっております。

中川村は中山間地域で、山や沢も多くて、地形も複雑であります。

特に南向地域では、防災ハザードマップに示されておりますように、土石流危険区域、それから土砂災害警戒区域箇所が大変多く、豪雨による災害が大変心配されます。

降雨量につきましては、村の中でも天竜川を挟んで南向地区と片桐地区とでは違いがあります。片桐地区では、西山が大変深く、里に降った雨は大したことはないなど思っても、川には真黒な、真っ赤な濁流が流れ、西山は相当雨が降ったんだなど、こんな経験を何度となくしてまいりました。

そこで、村が警報、注意報の発表基準とする雨量計の設置について質問いたしますが、村で観測する雨量計については、役場に1つ、それから国の雨量計設置箇所は陣馬形山頂と四徳、CATVが柳沢と片桐の南原にそれぞれ雨量計を設置しております。地形も異なっており、降雨量状況も変化します。必要箇所への設置が必要だというふうに考えますが、特に片桐地区に南原に1カ所ということではありますが、その点についてはどうお考えですか。

○総務課長 今、片桐地区には西小学校のそばにあります。それから、CATVの管理する雨量計が中学校のそばにございます。それから、同じくCATVが管理する雨量計が柳沢

にございます。これが老朽化してきておりまして、現在、更新を行っております。今度、更新されますと、もう少し今よりも情報の入手がしやすくなるかなというふうに考えております。

それと、村内には、ただいま中塚議員がおっしゃられたとおり、国の雨量計等があるんですけども、私たちは、大雨洪水警報が発令されたときに、そういう国や県の雨量計とともに飯島町、松川町に設置されています国等の雨量計のほうも数字を確認しながら状況判断をしております。

それから、役場にあります雨量計が、もう、ちょっと大分古くて、うまく使いこなせないということで、現在、更新を考えております。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 雨量計の設置箇所が西小と中学校という点が、ちょっと私がお聞きしたところより、その2カ所が多くなったと(「議長」と呼ぶ者あり)

○総務課長 西小でなく中学校のほう、すぐそばです。片桐地区は。

○5 番 (中塚礼次郎) はい。わかりました。

次の質問でありますけれども、現在、今、ちょっと課長のほうにも触れましたが、雨量の測定は庁舎内において測定ができるというシステムにはなっておらんというふうに思いますが、素早い降雨量状況を把握していくことが必要だというふうになるというふうに思うんでありますけれども、庁内において雨量を測定して、適確な判断を、判断材料を得ていくというために、そういった更新の時期に来ているということでもありますんで、そういったものに雨量計自体を変えていくという考えについてはどうですか。

○総務課長 先ほど申したとおり、役場の雨量計については更新を、今、検討しております。最近のものになりますと、直接パソコン管理でできる、あるいは、ちょっと費用はかかりますが、業者のほうで今後の予想雨量等も示してくれるものもございます。ただ、そこを人任せにしていいいのかどうか、そういったことも含めて、今後、検討してまいるところであります。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、この雨量測定については、専門業者、会社に委託するという業種もあるわけですが、広島の場合には、今後、今度の災害について、専門家の、相当、対応の仕方がどうだったかというふうなことが検討されるようですが、会社から届いたファックスを見落としたというふうなことが言われております。そういったことも含めて、また、しっかりと検討して、いい方向を出していただきたいというふうに思います。

次にですが、土砂災害の危険箇所、調査の取り組み状況について質問したいというふうに思いますが、台風や大雨で土石流や地滑り、崖崩れのおそれのある危険箇所を土砂災害の危険区域に指定する作業を県でも進めているわけでもありますけれども、進捗の状況については、各県に大きな差があるというふうに言われております。

中川での指定に対する調査と、その実施計画の状況についてはどんなふうにお聞きします。

○建設水道課長

まず、土砂法について、若干、説明を申し上げますが、平成 23 年の 5 月に施行されました改正土砂災害防止法、いわゆる新土砂法というものについてであります。その法律は、土砂災害から国民の生命を守るために土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものであります。それによりますと、国、国土交通省は、土砂災害防止対策の基本指針を策定をし、県、都道府県は区域指定及び土砂災害防止対策に必要な基礎調査を実施し、その結果により土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定をするということ、これを受けまして市町村は情報伝達や警戒避難体制等の整備を行うということが定められております。

この新土砂法を受けまして、中川村では、今年度、伊那建設事務所によりまして基礎調査が行われております。対象となる場所は、急傾斜、地滑り、土石流の 3 業務でありまして、既に 6 月下旬に発注がされております。対象の箇所数は、当初の段階ですが、急傾斜地 93 カ所、地滑り箇所 9 カ所、土石流は 82 の溪流というふうになっております。現地調査につきましては、年内には終わらせたいというふうに聞いております。地元で危険と思われる箇所で今回の調査対象に入っていないという箇所がもしありましたら、ここも調査してほしいという指摘をいただいた場合に、再度、調査することも可能ということ聞いておりますので、そういったところについては個別な相談をいただければと思います。

それで、調査の実施につきましては、既に各地区に回覧でお知らせをして進めておりますし、今後、調査結果につきましては、地元の皆さんに説明会をするというふうに予定をしております。

そして、調査結果を受けまして区域の指定ということになりますが、これにつきましては来年の平成 27 年度の予定ということになっているということ聞いております。

以上です。

○5 番

(中塚礼次郎) 今、建設水道課長の説明にありました区域が当てはまるかどうかということとはちょっとわかりませんが、片桐地区の、特に前沢川流域の災害発生の歴史を見ると、大正 12 年の災害では、上前沢、中通り、中央、田島地区、今の田島地区ですけど、その地区に災害が及びました。私の家では、昼食を済ませて長屋に移ったおばあさんと馬 2 頭が流されて、天竜峡のちょっと手前まで流されていっていったということもありますし、本宅の方へは水が当然流れてきて、建具や家財が流されたんですが、6 人の子どもは、そのお母さんの機転で大黒柱におぶいひもで縛りつけて、おひつを抱えて消防の助けを待っていったために、1 人も、おばあさん以外、殺さなくて済んだというふうな経験があります。三六災害でも土石流による鉄砲水のような状態で被害がありますし、10 号台風では上流の土砂崩落が大変危険な状態になったということで、前沢川流域の住民全員が西公民館に避難したという大変恐ろしい経験を持つ地域であります。土砂災害警戒区域や土石流危険区域には指定されておられません。地域の住民は、全国で相次ぐゲリラ豪雨による災害が毎日のように報道される中で、

土砂災害や土石流の危険を大変心配をしているということでもあります。

今、課長から説明ありましたように計画的に進められているということですが、現状では、そういった指定になっておらんということで、この間も防災訓練の中では私が大正 12 年の水害の経験なんかも話して、前沢川流域は特に、その区域外、今のところ色塗りはされておらんけれども、こういった危険があるってということだけは承知しておってもらったほうがいいというふうな話もしたんですが、そういった住民への周知徹底が必要だというふうに思うわけですが、その点についてはいかがですかね。指定される前に。

○建設水道課長

先ほども申し上げましたけれども、この調査結果がまとまった段階で地元の皆さんにご説明をするという予定になっておりますので、その段階でいろいろご意見等をいただいて、きちんとした指定区域として示して徹底していきたいと思っております。

○5 番

(中塚礼次郎) 次に、災害から身を守るためのマップづくりが必要ではということ質問したいというふうに思いますが、土砂災害危険箇所は国交省の取りまとめでは全国で 52 万カ所、中部 7 県だけでも 9 万カ所に上り、長野県は 1 万 6,000 カ所、さきにも言いましたように、この指定に対する作業については、それぞれの県で進捗状況は異なっていると、差があるということでもあります。

専門家の方たちからは、警戒区域に指定されなくても自分で周辺や地形を調べておくべきだというふうに呼びかけられております。

それぞれの地域ごとで周辺の地形や危険と思われる箇所を調べておくこと、それから、地域でよく話し合い、身を守るための具体的な地域マップづくりが必要だというふうに考えるわけですが、そういった各地域への指導と対応についてお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長

平成 25 年、それから 26 年も、この春、各地区へ、村、それから社会福祉協議会と一緒に出向きまして、地区の皆さんと一緒に支え合いマップづくりを行っています。これは、主には要援護者の把握、それと要援護者に対する支援、そういったことが中心なわけですが、合わせて地区内の危険箇所も地図へ落していただくようなこともしていただいています。ただ、地区によって温度差はあるかもしれません。

災害時には、この地図も地区に置いて活用していただくことになっております。

それから、先ほど建設水道課長が答弁しました土砂災害防止法に基づく警戒区域、特別警戒区域、これ、現在、県のほうで進めていただいている、このことについては答弁にあったとおりなんですけれども、本年度、調査、来年度、指定がされるという見込みでありまして、現在、村で出している防災ハザードマップ、これにつきましては、指定された段階で更新しなければならないというふうに考えております。これを活用することがないに越したことはないわけですが、各家庭や地区等でこれを使っていただきまして万が一の災害に備えていただければというふうに思っております。

○5 番

(中塚礼次郎) 次に防災訓練のあり方についてお伺いしたいというふうに思いますが、9 月の防災の日を中心に、各地域で、毎年、防災訓練が実施されておりますが、

火災を想定した消火器の取り扱いや消火栓の取り扱いが主に行われてきております。

広島は死者、行方不明者 50 人以上の八木 3 丁目地区では、ほぼ全域に土石流の危険があると県は 12 年前に公表しておいたわけでありましたが、その中にある県営の住宅にさえ県は土石流の対策や避難計画を立てていなかったということで、県営住宅の自治会長さんは「毎年 9 月の防災訓練は火事の対応ばかりだった。」と、「土砂災害の危険があるという認識はなかった。」と、「県営住宅だから安全と思っていたのに。」というふうに言われております。

恐ろしい災害の経験を持つ世代から災害の体験のない世代にと世代交代がされていきますが、近年の異常気象による豪雨による災害の多発が、災害から身を守るための避難や避難困難者への対応などを防災マップを十分に活用して地域で意見を出し合い具体化する、そんな内容を盛り込んだ防災訓練の日というふうなことが各地域で必要ではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○総務課長

防災訓練は、昭和 50 年代に、近い将来、東海沖地震が発生するという確率が高いという中から始められ、その後も阪神淡路大震災、新潟県中越沖地震、東日本大震災など、大地震が発生し、大きな被害が出ていることから、地震を想定した防災訓練が中心となっております。

しかし、ただいま議員がおっしゃられたとおり、最近では、台風の接近、あるいはゲリラ豪雨、こういったものによる災害も多く、大雨、洪水に対する避難対応など、防災訓練の内容も検討する必要はあるかというふうには考えております。

ただ、ことしも、一応、各地区へは、避難訓練も必ずしも地震を想定したものばかりでなく、避難訓練そのものはほかの災害にも生かせる方法であります。そんな中では、避難訓練の中で、避難された方の確認、あるいは避難されていない方の把握、そういったものも各地区で行っていただき、最終的には、こちらのほうへその結果を報告していただくようなこともお願いをしているところであります。

うちのほうでは、必ずしも、各地区の防災訓練、これをやりなさいということを示すわけではございません。村内の各地区によって災害の危険度っていうものも非常に違いがございますので、各地区の状況を見ながら、また考えていただければというふうに思いますが、そういった方向への啓発も必要と考えております。

以上であります。

○5 番

(中塚礼次郎) 次に災害時の場合の通信手段について質問したいというふうに思いますが、各集落から、各戸もそうなんですが、集会所もそうですが、有線放送がなくなって携帯電話が唯一の通信手段というふうになっているわけですが、災害時の場合の災害本部等々や消防団等との通信手段が必要だというふうなことや、考えてほしいという声がありますけれども、こういった通信手段の、避難所になる 3 集落あたりには通信のものが入っているというふうに思いますが、ほかにはないということで、その点、導入についての考えがあるかないかということをお聞きします。

○総務課長

これは、各地区と村との連絡だけじゃなくて、はっきり言いますと、現場へ出た職員と行政との連絡も、現在は携帯しか手段ございません。そういった意味では、非常

に、例えば東日本大震災のときも携帯電話が現地では通じなかったということもございます。

今現在、村には衛星携帯電話が 2 台入っておりますけれども、これは非常に通話料が高い、基本料金自体も高いという中で、こういったものを各地区に整備というのなかなか難しい、対応としましては、消防団のほうで持っている無線、ある程度、各地区、現場等へも消防団員のそういった無線を持っている方を配置しながら、場合によったら連絡をとらなきゃいけないのかなと、現段階では、将来に向かっては通信手段等も検討していかなきゃいけないと、これは大きな課題というふうに考えております。

○5 番

(中塚礼次郎) 次に治山治水対策について質問をしたいというふうに思いますが、三六災害の復興によって治山治水対策が講じられてきましたけれども、河川の上流に設置された砂防堰堤も土砂の蓄積で満杯状態となっており、関係の住民は大変心配しているわけでありまして。

8 月の 17 日の日に、飯島地籍になりますが、前沢川水系の日向沢上流の矢ノ沢、片桐の区有林に砂防堰堤 2 基が設置されるということの計画の説明が伊那建設事務所よりありました。平成 27 年度の工事着手で、総工費 6 億円、工事期間は 4 ～ 5 年かかるということですが、下流住民の安全・安心にとって大変ありがたいことでもあります。それぞれの堰堤が完成されるまで、ぜひ大きな災害が起きないことを望むわけですが、中川村には天竜川を含めて 14 の関係河川がありますが、治山治水事業の今後の計画と取り組みについて、わかる範囲で結構なんですけど、お願いしたいと思っております。

○振興課長

ただいまのご質問につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほどお話がありましたように、三六災害以降、土石流の危険性が高い溪流につきましては治山事業や砂防事業が実施されて、多くの堰堤が設置をされております。

先ほどお話がありましたように、年数が経過して、住民の皆様からも堰堤に土砂がたまって満杯になって機能しないのではないかなという心配の声をお聞きするわけですが、堰堤の機能といたしましては、大雨などの際に上流から土砂が一気に流れ込んだものをため込むという機能と同時に、堰堤が満杯になっても、その後、上流からそういった土砂が流れ出た場合にも、川底の傾斜を緩くするというので、その勢いを弱めるという効果があります。そういった機能を踏まえて堰堤は機能されています。また、堰堤によって、その周辺の土砂崩落を抑えるという効果もございます。

治山治水事業につきましては、毎年、地元からもご要望いただいておりますが、治山、治水、砂防の事業につきましては、基本的に国あるいは県の事業になります。要望が上がっている箇所につきましては、村から関係機関に上げ、現地調査も行っていただいております。しかしながら、事業予算が限られる中では、まず、第一に人家や公共施設、福祉関連施設など、危険性が高くかつ緊急性が高い所からということで、なかなか要望におこたえできていないというのが実情でございます。

一方、先ほど来、お話がありましたように、近年では過去に経験がないほど短時間で、しかも局地的に多量の雨が降るといふ現象が増えておりまして、ことし南木曾町で発生した災害を見ましても、砂防工事が実施をされていた場所でも、ああいっただ災害が起き得るといふ可能性がございます。やはり、ハード面の対策だけでは限界があります。また、ハードの整備については膨大な費用と年数がかかるわけですので、先ほどお話がありましたように、住民の皆様の防災意識の高揚や避難体制の確立などソフト面の対策をあわせて進めていくことが重要と考えます。ハード面につきましては、引き続き現地の状況を見ながら関係機関へ要望を上げてまいりたいと思います。

当面の、その計画ということでございますが、治山に関しましては、毎年、先ほど言ったような緊急性の高い所からということの数カ所ずつ進めていただいているという状況でございます。

そういうことでお願いします。

○5 番 (中塚礼次郎) それでは最後になりますが、防災、それから危機管理体制について質問をしたいというふうに思います。

近年の異常気象による災害が多発する中で、行政の防災担当係の果たす役割とその重要性が全国各地の災害の教訓から認識されます。

当村では、交通防災係2名体制により通常業務遂行がされているわけですが、消防関連の業務、交通関連の業務を兼務となっております。今、全国各地で多発している大災害が村を襲う確率は高いものと予測しなければなりません。今後、万全な対策、対応のために防災危機管理を含めた係と体制を充実していくことが必要だといふふうに考えるわけですが、村の考えについてお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 村の地域防災計画の中で、大雨洪水警報が発表された場合、総務課長及び交通防災係2名により災害対策本部の本部事務局を立ち上げます。そして、先ほど申したとおり気象情報の収集を行うわけなんですけれども、状況に応じて警戒1次体制、警戒2次体制、非常体制、緊急体制といった村職員の招集範囲や役割が定めてございます。防災、災害発生時の対応を交通防災係だけで担うものではございません。そのため、体制の充実を図る上では、職員に対し、地域防災計画の内容の熟知や緊急時の任務遂行能力の向上を図ることが重要だといふふうに考えております。

それから、ちょっと、先ほど答弁の中で、ちょっと落としてしまいましたので、ここで1点申し上げさせていただきますけれども、防災無線の中で、村内には4カ所、アンサーバック機能という機能のついた防災無線があります。これは、設置場所は中川村文化センター、それから葛島区民会館、桑原会館、中田島会館、この4カ所につきましては、役場内の災害対策本部と通信ができる、そういうものを設けてございます。そういったところの付近の総代さんへは、一応、その扱いについて、先日も防災訓練の中で訓練をしていただいております。それから、それからちょっと離れた地区の総代さん方も、大体どこの地区も防災無線ありますけれども、同じ鍵で箱が開きま

す。中に簡単なマニュアルを用意してございまして、ちょっと地区からは離れているかもしれないんですが、万が一、村と連絡をとらなければいけないというときには、そういったものも活用していただけるようになっております。

以上です。

○5 番 (中塚礼次郎) 防災と危機管理体制の強化という点で質問したんですが、いざ災害が起きたときの対応のことを言っているのではなくて、その前の段階に、その体制を強化しておく必要があるんじゃないかという質問なんですが、その点についてはどうですか。

○総務課長 現在、役場の職員は、村の職員は79名で、その体制の中で、他に余裕があれば、ここへ持ってくることも可能かと思いますが、今、介護だ、福祉だ、いろんな事業がございます。その中で、少数精鋭、少人数ではありますが、村の中では、どの職場も自分の持っている範囲っていうのはかなり広い範囲で仕事をこなしていただいております。そんな中では、通常業務の中では、いろんなものを抱えていますけれども、災害が起きる前も、場合によっては周囲の人間も手伝いながら、先日の防災訓練も、総務課の職員、総出で村の防災訓練を行っていますけれども、そんな中では、周囲も応援もしながら村民の命と財産を守っていくということでご理解をいただきたいと思えます。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、課長の説明がありましたが、災害から村民の命と暮らしを守るという点で、職員、頑張っておっていただくわけですが、そういう命と暮らしを守れる体制を、どうしても万全な体制を組んでいただきたいと、今後、検討課題としていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長 これにて中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、2番 湯澤賢一議員。

○2 番 (湯澤 賢一) 私は2問の一般質問を通告いたしました。通告順に質問いたします。

8月20日に広島市で発生した土石流は、70名余の人命を奪い、多くの家屋を破壊し、流出させました。このたびの被害に遭われました広島市の安佐南区、安佐北区の皆様へ心からのお見舞いを申し上げます。

ちょうど時節柄、9月1日が防災の日ということもありますし、また、こうした事故、災害があったばかり、また、きょうも、またテレビでは大雨の報道がされておりますが、そうした時節柄、同じ、5番議員及び私の後にやる9番議員も防災のことでありまして、私なりに、若干、視点は変えたつもりではありますが、今、既にお答えいただいたようなことも含まれてしまうかもわかりませんが、同じことにお答えいただくことがあるかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

テレビで見ます広島県の惨状は、まさに53年前に伊那谷を襲った三六災害をほうふつさせます。

人の死は、どんな形でも、その悲しさには変わりはありません。何とか生きて、生き延びることの重大な意味は、東日本大震災の大きな教訓であります。「命てんでんこ」

という東北にある言葉を日本中の人々が知りました。

土石流による災害は、上伊那全体では平成 18 年 7 月豪雨が記憶に新しく、諏訪から上伊那北部地方の土石流の被害は死者 12 名を出し、多くの家屋を流出させる甚大な被害となりました。

中川村では、最近では農作物が大きな被害を受けることはありましたが、人命が奪われたり家屋が破壊されるような大災害には見舞われておりません、台風の影響も比較的少なく、南アルプス、中央アルプスの高い山々が守ってくれているように思っている人もいます。

しかし、53 年前には伊那谷全体を崩壊させるような豪雨があり、多くの人命が失われたことを思うと、当然のことながら決して安全地帯でないことは明らかであります。

広島市の災害を調べていて被災家屋の数に対して亡くなった方の多いことに驚きます。家屋 24、半壊 41 との 8 月 31 日現在での広島県対策災害本部の報告です。

私が問題にしたいのは、被災家屋の全壊・半壊家屋の合計 62 に対して、現在、73 名の死者、行方不明者 1 名という報告が、数字が報告されておりますが、これは余りにも多いのではないかと、ここにこれからの防災を考える上での貴重な教訓があるのではないかと思います。まだ災害から日が浅く、広島市も災害について十分な検討は、役場でもこれからと思いますが、被災家屋に対して、全家屋、全壊家屋の 3 倍という、なぜこんなに多くの死者が出たのか、現時点での役場の分析や情報がありましたらお示しいただきたいと思っております。

○総務課長 村の入る情報につきましては、皆さんと同様、テレビや新聞などによる報道のみでありまして、現段階では分析は行っておりません。

また、国等からの情報も現時点ではないという状況です。

過去の災害の例によりますと、国の専門機関、対策本部ですとか国交省の防災担当者、そういった方々で分析され、地方自治体に情報提供があるものと思っておりますけれども、報道内容から見るところでは、住宅地域の少ない地域で山際まで開発が進み、住宅が密集をしている所で起こった被害というふうに考えられるわけでございます。

○2 番 (湯澤 賢一) 三六災害では、中川村の全壊家屋は 97 戸に対しまして、亡くなった方は行方不明者を含めて 18 名であります。三六災害については、さまざまな検証が行われて、中部建設協会が 23 年に発行した記念誌「思い起こそう 三六災害」では、長野県では家屋に関する被害 1 万 8,488 戸に対して、死者、行方不明者 136 名であり、その 98% が伊那谷だったとしております。三六災害では、もちろん、農林、土木を初め産業に大きな打撃を受けましたが、人的被害のうち死者、行方不明者について、広島市の災害との比較では規模の点からも格段に少なく、つまり、命をどう守るかという点で教訓があると私は質問いたします。この「思い起こそう 三六災害」で信州大学の北澤秋司先生、たびたび講演、お聞きになった方もいらっしゃるかもしれませんが、「当時の防災対策や治山治水技術の水準を振り返ると、国策では整備水準や優先順位が確立していなかった。このような時代に大災害に見舞われたことは大変不幸であった。」と記述しております。確かに、戦後 16 年、昭和 36 年は戦後 16 年だと思います

が、「国破れて山河あり」の状況下で、今よりもはるかに治山治水の技術水準も低く、また、裸山や植林したばかりの山も多くて崩壊しやすかったことも原因として想像できますが、あくまでも比較ですが、広島市の災害に比べて三六の災害規模から死者が少なかったのはなぜか、私、考えますには、災害にはさまざまな形や条件で被害の状況は異なることは承知しておりますが、私は、当時は今よりも格段に地域の集落としての一体感が強かったことがあったのではないかと思います。自分の属する集落全体の家族構成から寝室までわかっている。とりあえず逃げても状況が収まれば手おくれにならないうちに救出に回れる。

このことは、昨年、総務経済委員会では阪神大震災の被災地である淡路島の北丹町を視察いたしました。人口 1 万 1,200 人の北丹町の震災による被害は、全壊家屋 1,057 戸、半壊 1,220 戸で、死者は 39 名、比較的死者が少なかったのは、その日のうちに行方不明者をゼロにできたことを理由に挙げていました。日ごろのおつき合いから、消防団を初め地域の日常的なしっかりしたコミュニケーションがあったことが強調されておりました。

中川村での三六の災害では、行方不明者の救出ではきらりと光ったものがある、あれは誰々さんの入れ歯だと直感して泥の中から救出できたとの話もありました。

過去にさかのぼってない物ねだりをしては仕方ありませんが、昭和 36 年当時、私たちの年齢の者にとっては、それほど昔ではないですが、地域にはたくさんの方々のコミュニケーションの手段がありました。例えば、村長が何かと例にする地区単位、隣組単位の五平餅会などは、どこにもありました。とても楽しかった思い出があります。年に一度は隣組の遠足があったり、農作業や冠婚葬祭の結による結束、地域の共同作業や老人クラブ、婦人会、青年会、運動会など、思い出せば切りがないほど地域のまとまりがありました。それは、ときによると束縛でもあったんですが、何か事があると大きな助け合いの力になりました。

しかし、その後、50 年以上の年月が経過して、村民や地域の組織や行事の多くが姿を消しました。そうした観点からは、つまり、依然と違う生活状況から、これからの防災は、単位役場の防災係だけの問題ではなくて、まさに役場の有機的な総合力と地域のつながりが必要なのだと考えます。

現在、中川村には、これは、多分、恐らく全国の全自治体で国の指示でつくったのかもわかりませんが、災害に備えて地域防災計画があります。平成 20 年作成であります。ここに災害時における役場職員の配備一覧、人員一覧表が記載されておりますが、ここに書かれている役割や人員配置はどういう形で庁内で確認されているか、当然、職員の配置がえなどがありますが、その都度、確認しているのか、それぞれ役割を説明しているのか、それとも庁内全体で確認作業が行われているのか、5 番議員の質問に若干こはち合うかもわかりませんが、お答え願いたいと思っております。

○総務課長 (地域防災計画揭示) これが中川村の地域防災計画でありますけれども、本編だけでも 378 ページにも及びます。職員のとるべき行動や役割等を集約した(資料揭示) こういう職員マニュアルを作成してございます。このほうは、もう、ページが本編で

も40ページほどになっていて、職員がやらなきゃいけないことのみを集めてございます。これを役場情報システム内で閲覧できるようになっております。

それから、平成23年度には講師を招いて市町村防災強化出前講座というのを防災訓練に合わせて開催しまして、係長以上の参加により、本部の設置、それから図上訓練、それから役割分担の確認を行っております。

また、平成25年度は課長以上により警戒本部の設置、役割分担の確認を行っております。

本年度も課長以上により警戒本部の設置の訓練は行いましたけれども、今回は地震発生時の庁舎における避難誘導訓練という形で行っております。

そういう資料的なもの、それから、この防災計画を防災訓練等に生かしながら覚えていっていただくというようなことをしております。

○2 番 (湯澤 賢一) 全戸に配布されておりますハザードマップは平成23年度の作成だと思います。その後、相次ぐ異常気象による災害から国やマスコミの対応の仕方に変化があり、注意報や警報の出し方が現状にそぐわなかったり、言葉が古くなったりしております。現在、北海道では、盛んに特別警戒警報という特別という言葉がつけられた警報が発せされております。以前は、これはなかったことかと思えます。

このハザードマップについて、基づいて質問します。

避難準備、避難勧告、避難指示とあります。避難命令ということもあります。それぞれに住民のとるべき態度が書かれていますが、準備、勧告、指示、命令の言葉の違いを改めて説明していただきたい、その上で、その言葉の段階というか、重要性というか、住民がどう受けとめたらいいのかということ、その辺のことも説明していただきたい、この場で説明していただければと思います。

その上で、どういう方法で村は村民に連絡をするのか、連絡網か、あるいは防災無線か、また、かつては、こうした指示はスリバンという半鐘の連打がありました。村民に緊急性を伝える方法でした。現在は、半鐘はすべて取り払われておりますが、36年の災害で大活躍をした有線放送も現在はありません。

昨年、中川村の有志が発行した三六災害50周年記念誌には、有線放送の果たした役割と、そのときの片桐農協の放送センターの職員の水につかりながらという情報の伝達のための体を張った使命感の活躍が記述されております。

大雨のときなどの緊急時、今の防災無線の伝達能力はどの程度なのかなどの確認はできているのか。私自身、戸を閉めていると、ときに聞きもらしてしまいます。車で走っているときも聞こえないときはよくあります。そうしたことがどの程度、防災無線というのは、聞くというか、徹底できるかという、その辺をどのように考えているかお聞きしたいと思います。

また、地域防災計画、先ほど見せていただいた、その計画の中には、緊急時サイレンという緊急伝達の方法の記述があります。緊急時サイレン、これは非常に、ひょっとしたら効くのかなと思えますが、かつては近場の火事ではサイレンが鳴りました。緊急伝達の方法、サイレン、ここしばらくは聞いたことありませんが、避難指示のど

の段階でサイレンが鳴るのかということも知っておきたいと思えます。

また、天竜川でたびたび流れるサイレンと間違える可能性もありますので、防災訓練の折には年に1回でもサイレンを鳴らして音を周知させる、住民が周知すること、これは緊急時のサイレンなんだということも大事かと思えます。そうしたことができますか、その辺をお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、避難準備・勧告・指示等の言葉ですけれども、地域防災計画の39ページに詳しくは載っておりますし、この防災ハザードマップにも、若干、要約してありますが、載せてございます。

内容をということですので、言葉で答弁いたしますと、まず、避難準備情報、これは、要援護者等、特に避難行動に時間を要する方は計画された避難場所への避難行動を開始する、それ以外の方は家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、いつでも避難できるような準備を始めていただく、これが避難準備情報であります。続いて避難勧告ですけれども、通常の避難行動ができる方は計画された避難場所等への避難行動を開始していただく、それから、避難指示は、避難勧告等の発令後ですけれども、避難中の住民は確実に避難行動を直ちに完了、要は避難所へ向かっている最中の方は安全に早く避難所へ移動していただく、いまだ避難していない対象住民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は命を守る最低限の行動をとっていただく、安全な所へ避難、逃げていただくということです。

先ほど避難命令という言葉が質問の中にありましたけれども、国内には避難命令はございません。

それから、住民の皆さんへの連絡方法ですけれども、避難情報等の伝達経路として、防災ハザードマップにも掲載してありますが、最近、ちょっと変わってきております。まずは防災無線ありますし、それからCATVの告知放送、これもございます。それからEメールによる緊急情報配信、これは携帯で登録されている方には配信されます。それから、場合によっては広報車による広報、それから、最近できるようになってきたんですが、携帯電話へのエリアメール、これは、村内にいる方で携帯を持っている方にメールを送ると、これは登録されていなくても送られます。こういう伝達手段がございます。

それから、防災無線のサイレンなんですけれども、これは、基本的には、サイレンを鳴らして、その後に言葉で警報なり指示なり、それを言葉で伝えるということで、サイレンは火災の場合や地震や水防、一応、10通りございます。防災訓練の際にサイレンを鳴らすことは可能なんですけれども、種類もございまして、住民の方も、この音が何々っていうのは、なかなか覚えられないのかなあと、防災訓練の際に、こういったサイレンを使うことについては、今後、検討させていただきたいと思えます。先日、9月7日の防災訓練の際、松川町ではJ-ALERT(ジェイアラート)の、あの音を使いました。僕のうちは、松川の防災無線、非常によく聞こえるもんですから、J-ALERT(ジェイアラート)のサイレンが鳴ったために、僕は、ちょうど朝早く役場へ防災訓練に来なきゃいけない立場だったんですが、逆に、これは何か起きたと

いう、非常に心配を逆にしてしまったということもございます。こういった上では、住民の心配等も考えながら検討させていただきます。

以上です。

○2 番 (湯澤 賢一) 役場が出す指示について、その意味を、今も、サイレンも含めて、瞬時に理解して、どう動けばいいか判断するには、やはりマップだけでは、恐らく心もとないのではないかと思います。殊に先ほど出ましたいろんなインターネットとかメールとか使ったことなどは、避難弱者と言われていたお年寄りにはとても使えないことというふうに言ってお年寄りに失礼かもわかりませんが、使えない方が多いのではないかと思います。本当に、多分、恐らく、連絡が一番簡単な方法、一番間違いがなく、一番簡単な方法が必要なのではないかと思います。つまり、役場が出す指示、それを住民が瞬時に理解して、どう動けばいいか判断するためには、災害時に自分の周りにどういう危険があるか、避難にはどういう経路があるか、その経路が使えないときにはどうするかなどのシミュレーションを個々に、あるいは地区単位でやっていくことも大事なことで考えます。どうしても、火災予防訓練などで比較しますと、自然災害に対する訓練っていうのは、特に土石流に対してどう避難するかなどの訓練は非常にできにくい状況もあるのかと思いますが、ハザードマップをつくっただけにしないで、各地区の状況に見合った形でのシミュレーションを、これから10月に行われるというふう聞いておりますが、行政地区懇談会なんかでも提示できて、また、そうしたことを提案していくお考えはないかお聞きしたいと思います。

○総務課長 ちょっと、今の質問の中に、最初に、その要援護者には聞こえ、メールとかね、そういうものによるものが聞こえないんじゃないかということがありましたので、ちょっとその部分もお答えさせていただきますけれども、先ほどもちょっとお答えした地区ごとの支え合いマップ、あれをつくる段階で、各地区で、当然、要援護者の方を把握していただく、それと、万が一、何かあったときには、地区の住民の誰がその人の安否確認、あるいは避難するに手助けに行くところまで決めていただいております。ですので、要援護者の皆さんが、たまたま情報が入らなくても、その行っていただく方に情報が届けば、そういった方の避難もできるのではないかという対応をさせていただいている点を、1点、申し上げておきます。

それから、ただいまの、地区懇談会で、シミュレーションを行政地区懇談会で提示できないかというご質問ですけれども、村内27地区の状況もまちまちであります。そんな中で、シミュレーションの作成にはそれなりの専門知識も必要になりますし、時間も必要になります。今回の行政地区懇談会で提示するという事は、到底、間に合わないということで、できません。

差し当たって、災害時に自分の周りの状況がどのようになるかイメージしていただきまして、そのとき自分が生き延びるためには何をしたらいいかということをそれぞれ考えていただくということも大事なかなというふうに考えます。

以上です。

○議長 2番議員、通告にない質問ですので、通告書にない質問ですので、注意をしてくだ

さい。質問をしてください。まだ質問しておりませんが。

○2 番 (湯澤 賢一) 通告後に同じような質問が出るから気をつけるようにということがありましたので、事前に課長のほうには、この問いについては、こういうところまで質問しますというのをお渡ししてありますので、答弁のほうでは、それほど困らないと思ってやっております。そういうふうな議会事務局から、ちょっと示唆もありましたので。

○議長 2番議員、配付文書については議長許可ですので、配付文書がある場合は議長を通して配付をしていただくように、今後は気をつけてください。

○2 番 (湯澤 賢一) その件については、また、ちょっとほかに、そういうことがいけないのかどうかと、事前に打ち合わせというのは、例えばほかの、ここではわからないんですけど、事前のすり合わせとか、質問のかみ合うようにというふうなすり合わせは、例えば広域なんかでもやっていると思いますし、よそでもやっていると思いますが、その辺が、議長が許可しないということはどういうことでしょうか。

○議長 暫時休憩します。

[午後2時25分 休憩]

[午後2時26分 再開]

○議長 会議を再開します。

以降については、議長を通して配付文書っていうことでやっていただくようお願いしたいと思います。

○2 番 (湯澤 賢一) 配付文書っていうのは、この場で配付する文書のことかとお間まで思っておりましたが、そうではないんですか？例えば事前に、事前に質問と答弁者との間で打ち合わせをする——打ち合わせっていうのはおかしいけど、すり合わせをするっていうことは当然あっていいことだと思いますが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。議長の考えを、それを許可しないというのは不思議でたまらないんですが。

○議長 私の勘違いです。湯澤議員の言うとおりで。

○2 番 (湯澤 賢一) 続いて質問させていただきます。

いいですか？いいですか？

○議長 はい。

○2 番 (湯澤 賢一) 三六災害以降……。

ちょっと待ってくださいね。ちょっと1つだけ言いたいことがあるんですけど、例えばですね、答弁をされる方が、それは通告にないからしないということは、私は十分あり得ると思うんですよ。それは、だから、それを議長に許可を受けていないからダメだと、この質問は、それは、ちょっと、どうしても納得できないことなので、そうではないかと思うんですけど、通告者に、例えば、私たちはその通告を受けていないから用意していないし、答弁できないということだと思ってるので、そのところは、ちょっとはっきりさせておいていただきたい。

○議長 先ほどの質問については、通告にない部分の質問でしたので、指摘を、注意をした

○2 番 ということです。わかりましたか。  
(湯澤 賢一) そのことを理解したかということですか？わかりましたか、わかったかということとは？

○議長 はい。

○2 番 (湯澤 賢一) その件については、ちょっと理解しかねております。議長のそういう権限があるのかというのは、とても不思議な気がいたしますが、例えば、いかに答弁者と質問者がすり合わせ、うまくかみ合った質問をするかという、そのことを議長はやるべきであって、おかしいんじゃないかと思えますけど。

○議長 先ほど申し上げましたように、私の勘違いでしたということでの答弁をしました。

○2 番 (湯澤 賢一) それでは続けさせていただきます。

三六災害以降ですね、何度かの災害の経験を経て、中川村でも砂防工事は飛躍的に進みまして、当時ほど簡単には崩れない、安心だとの声もあります。

私は山林や砂防について深い知識を持つ者ではありませんが、私の住む中組にはうさぎ沢という沢があって、ここの沢に高さ14m、幅2m余の堰堤があります。沢の大きさに比較して大変しっかりした頼もしい堰堤だと常々思っておりました。私は、今回の質問に当たり、念のために確認に行ったのですが、南木曾や広島の土石流被害の映像が余りにも強烈だったために、必ずしも安心だとは思えなくなりました。つまり、自然の災害に対しては、人間の力には限界があり、経験のない自然の猛威の前には無力感さえ持ちます。ただ、そこに人災的な要素が入り込まないように備えることが私たちにできることかと思えますが、うさぎ沢ばかりではなく、心配なことは山が荒れているように思うことでもあります。多分、里山の整備事業で切り倒された木が放置されているせいだと思います。整備という名目で切り倒されて放置されている木は、あのままにしておくのか、あるいは、あのままでもいいのか、単に美観だけではなく、何らかの形で整備しないと下流は危険ではないのか、うさぎ沢の堰堤のすぐ下に麦の家があり、また、下流に多くの家屋があります。そのほかにも里山整備を実施した所は同じような状況かと思えますが、何らかの対策が必要ではないか、先ほど5番議員の堰堤についての質問で、振興課長、何か、その力学的なことでおっしゃられていたが、私はそのように思いますが、いかがでしょうか。

○振興課長 ただいまご質問にありました里山整備事業につきましては、平成21年～22年度に長野県森林づくり県民税活用事業を活用して中組や沖町、美里、飯沼などにおいて約80haの隣人の間伐が行われました。間伐が進みましたことによって森林の健全化が図られ、山地の安全性が高まっていると考えます。

先ほど切り捨ての間伐で山が荒れているとおっしゃいましたが、逆に間伐をすることによって山の地力は深まるという目的で間伐を行うものであります。

当時は、県としても、おこなっている、その里山整備を緊急的に進めるということで、間伐のみを対象として行っておったため、搬出については、その補助の対象になりませんでした。現在では搬出もメニュー化されており、他の森林整備事業も搬出間伐を基本とされています。

ただ、残念ながら、過去に実施した間伐材を搬出する費用は補助対象にならないということでございます。

基本的に、間伐材の処理につきましては、民有林の森林整備につきましては、基本的には山林の所有者が行うというものでございまして、残された木材は山林所有者に処理していただくということが原則になります。

ただ、切り捨ててある材を、年数もたっておりますので、用材としては無理があるかもしれませんが、まきなどで利用をできる木材については、個々で搬出、あるいは欲しい方に持って行ってもらえればよいと思えますが、あの量を全体的にいいというのは、非常に問題、難しい問題かと思えます。

共同で林内に残された木材を搬出する場合に現時点で活用できそうな制度として国の森林山村多面的機能発揮対策交付金というものがございます。この交付金は、地域住民や山林所有者、または自治会、NPOなどが活動組織になって3年間の活動計画を作成して里山の保全活動を行うという事業でございます。村内では、竹林整備や地区有林の保全活動で、この交付金を活用している団体もあります。そういった取り組みが地元、所有者も含めてできるか、また振興課のほうにご相談をいただければと思います。

また、あわせて、これは中川村だけではございませんので、そういった林内に残された切り捨て間伐材等の対策でありますとか搬出に対する補助制度などについて国、県へも要望してまいりたいと考えております。

また、村では、現在、村内の公共施設や民間施設、冒頭の村長のあいさつにもございましたが、農業施設などにおいて木質バイオマスエネルギーの利活用ができないかというようなことも研究を始めております。また、これにかかわる人材として、地域おこし協力隊の募集も、現在、行っております。こうした中でも、その間伐材の搬出と活用の可能性などについて研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○2 番 (湯澤 賢一) 自然災害には、さまざまな形、土石流だとか地震だとか津波だとか風水害など、本当にさまざまですが、災害に遭遇するたびに先人の残した言い伝えだとか石碑に刻まれた記憶が思い起こされます。爪に残された意味も、今回の災害では強調されました。防災設備を含めて、古いものを破却するときには大丈夫かと立ちどまって考えてみることも、単に回顧主義というばかりではなく、大事なことでないかと申し添えます。

2問目に移らせていただきます。

私は、平成21年の12月定例会で予算編成の過程が公表されるべきではないかという質問をいたしました。私がここで最初にこの質問をした当時、政権交代をした民主党の事業仕分けが注目を集めていましたので、事業仕分けをさせろと言っているように誤解されて、受けとめられた面がありました。基本的な考え方としては、村長の専権事項としての予算編成権についての編成の過程が住民や議会にわかるようにしたらどうかという質問でありました。しかし、全く、その後、中川村議会での話題にもな

らず今日に至っております。そのときの村長の答弁は、総合計画とか過疎計画とか、それぞれのテーマごとの計画に沿って予算編成をしている、それに国なり県なりの制度を使って、どう利用するか、それを長期計画でどう実現するか、それには条件がつけられていることもあるし、スケジュールとかバランスもある、また、かねてからのテーマもあるし、村民のメリットを考えてやり遂げる責任もあったりする、それは、予算編成は、遂行責任のある側、つまり村の判断であるという答弁だったかと思えます。また、議会の役割は、予算案を審査して承認したり問題点を言ったり指摘するのが役割である、予算編成の過程では、実務的なバランスとか細かい具体的な判断の中で行っている、事前に予算案を出すのは差し障りがある部分もあるという答弁だったかと思えます。また、そうしたことについては、ほかの町村の取り組みなどを参考にしての提案があって、なるほどという点があったら取り組みたいとのことでありました。

市民参加型の予算編成では3つのタイプが挙げられております。第1は、既存の制度の説明責任の向上を目指して予算編成過程を公開する、あるいはわかりやすい予算書を作成するケースです。

第2は、役所とは別に市民が地区予算全体の見直しと予算案作成を行うケース、第3は、予算のうちの一部を自治体内の地区に交付して市民が地区予算を編成するケースだそうです。第2番目の一般市民で構成される公募によるボランティアの市民委員会が役所のつくる予算とは別の予算案を策定して、長が役所と市民委員会を比較検討して、最終的な議案を議会に提出するという制度だということでもあります。

第3番目は、住民による対案の作成でなく、一部の予算編成を市民に任せる地区予算制度です。名張市が地域夢づくり予算制度として地域づくり委員会に地域づくり事業に対して用途を限定しない包括した金額を交付する予算制度だということでありました。合併した旧自治体単位での地域協議会などでもこの制度を使っているところがありそうかと想像しておりますが、私が主張している方法は1番目の予算編成過程の公開であります。

公開している自治体は年々増加しておりますが、最初に取り組んだのが片山知事の時代の鳥取県でありました。

また、千葉県の我孫子市では概算要求から査定過程をインターネットでリアルタイムに近い形で流しているということでもあります。

そのほかにも、北海道のニセコ町はこの方法を取り入れております。

私たちが予算案に接するのは、3月定例会の少し前、既に出来上がった予算であり、この予算案を修正することはほとんどありませんし、できないのが現実かと、そのように思いますし、現実にもそのように言われております。つまり、一年間の予算が村から私たちに示される時には、既に決定していることだという無力感を、審議する私たち議員のみならず、住民も持つのではないのでしょうか。ここに住民と行政の乖離があり、今回の選挙における候補者の案にもあらわれていると思えますが、住民が選挙というハードルに、これは大変厳しいことですが、選挙というハードルに身をさらし

てまでも立候補して議員になろうとする、その熱意をこうしたことが奪ってしまっている原因の一つなのではないかと私は思います。予算編成のマンネリ化、行政は誰がやっても同じだと住民があきらめたら大変です。現在のように市長が予算編成の権限を持ち、議会が予算案をチェックするという機能を、予算の編成過程が住民や議員にわかるようにすることに対して、村は、そうしたことは、だからできないのではなくて、ここをクリアすればできるということを考えられるか、ここまではできるんだということがあるか、それとも今の方法しかないと考えているか質問いたします。

○村 長 何度か同じ趣旨の質問をいただいております、なかなか、何ていうか、かみ合わないっていうか、ご質問の意図も把握できていないのかもしれないし、説明も伝わっていないのかなというふうなことを思いつつ、何度か目にだんだんと、ひょっとしたらこの辺が違うのかなというふうなところを感じ始めているところでございます。

繰り返しになりますけれども、予算については、総合計画とか過疎計画とか、そういうような長期の村の何をやっていくんだというふうな計画に基づいているっていうふうなことがあります。ことしの、この秋もですね、これから各地区を回って地区懇談会を開いて、5年後、10年後、地域のことを考えたときに、どういうことが必要なのか、どういう問題点があるのか、何をやらなくてはいけないのかみたいところを、ご意見も聞きながらですね、この第5次の総合計画、途中まで来たけども、このままでいいのかとか、いろんなことをあれを聞きながら、また修正をしていくと、それに基づいてやっていくということですので、ですから、逆に言えば、そのことが予算編成に反映をされていく、過疎計画もそうですけれども、それから、例えば、村長選の公約というふうなこともありますし、それから、それぞれ地区のほうから要望が上がってきたりとか、いろんなグループですとか、あるいは組織、農家の皆さんとか農協の方とか建設業の方とか商工会の方とかお母さん方とか、あるいは個人だったりします。そういう方々がいろんな、その都度、ご意見なり要望みたいなものもお聞きして、そのときのディスカッションの中で、いや、けども、こんなふうなこともあるから両方を考え合わせなくちゃいけないねとか、それは確かにそういう課題はありますねっていうふうなこととかいうふうなディスカッションを必ずその場ではしているかと思えます。そういうものがたまっている中でですね、何をやっていくかっていうふうなことが決まってくるわけなん——決まってくるっていうかね、ちょっと大きな方向性が出てくるわけなんですけども、ただ、先ほどおっしゃったとおり、何をいつやるか、このことを先やる、こっちを後にするとかいうことについては、県とか国の補助がことしは取れそうだとか、もう既にこれは満杯になっていて来年の申請にせんといかんとかですね、そういうふうなことがあって、タイミングについてはいろいろ前後するというふうなことがあります。

それで、その予算を提案されたときには、すべて、大体、もう決まっているっていうふうなお話がありましたけども、もっと言うそうですね、ですから、予算要求がある時点では、もう既に決まっているというふうな、つまり、各課から上がってくるところでですね、多分、湯澤議員さんは、もう、いろんなアイデアが山のように百花繚

乱でいろんなものがある、それが、こう上がってくる中で、ばさばさばさばさ切られて枝が落とされて、こう、しょうもない枝ぶりですね、盆栽のできそこないみたいなものが上がってくるというふうに思っているのかもしれないんですけども、実はですね、もう各課の段階で、国のほうの、これをするためには何か、それから、単費でやるということはほとんどないです。特に、この、何だ、給与とかですね、そういうものはそうかもしれませんが、何か新しいことに取り組もうということで、村だけのお金でやるということはほとんどない、いろんなものを使いながら、使えるものを探してきてですね、それを当てはめてやっていくというふうなことになりますから、その中で、じゃあ、その国から出している、こう、何とかかんとか事業みたいなものにうまく当てはまるかどうかというふうなことを考えていって、これはうまくいけそうとか、これは無理だなとかいうふうなことの中で、いいのが出てきたときに、それをうまく使ってやるというふうなことになってきますんで、もし単費の中でやるのであれば、例えば、今でも、その地区に、各地区に一定額の地区費というふうな形の中で運営をしてもらっていますし、それは、おっしゃっていたような地区にお任せするっていう部分かもしれませんが、それは、もう、単費の部分って、そんなに、本当にわずかしかないし、新しい大きなことをしようと思うと、国とか県のものをやってこなくてはいけない、それは、じゃあ、どれぐらいの国ほうで残り枠があるのかとか、どういう条件があるのかとか、そのためには、こっち側にも、その前の段階から何とか計画みたいなものがないと、受け皿がないとできないとかですね、いろんなことがあって、だから、結構がんじがらめの中でやっているということでございますので、そういうふうなことを全部クリアできた、課の段階でクリアして、前々から課題となっている長期計画のこれをやるには、今、こういう制度があるから、これをうまく使えばできるっていうふうな形で、もう、いろんな調整事も県とかと各担当のほうでやってくれた上で、これだったら行けるよっていうふうな形で上がってくるっていうことなので、そういう意味では、半ば決まっていると、もう既にでき上がっているというのが実際です。

今回の補正予算についても、最初に各課から補正予算の要求が上がってきたものを、査定といいますか、いろいろディスカッションして、最終的に、じゃあ、これで行こうっていうふうになったやつは、イメージとしてはがんと減っているというふうに思っているのかもしれないんですけども、実際、今回の補正で言うと、逆に若干増えていたりするんですよね。だから、その補正予算と、決定して提案——決定というか、議会に提案する予算っていうのは、そんなに差はないです。ここのところ、ちょっと財政的に少しゆとりがありますけども、数年前は、ゆとりがないときには、ともかく入ってくるお金をこれぐらいと見積もったときにですね、その中に抑えなくてはいけないから、どうしてもその中で、そのいろんなものを使ったとしても収まらない部分については来年以降に回さんといけないとか、優先順位で切らなくてはいけないというふうなこともありましたけど、今、我々がやるのは、今、ことしのっていうか、来年の予算で取り組んでも、また、ちょっと、こう、何ていうのかな、練り込

みが少ない、もっともっと練り込んだ上で取り組まないと、後で、ちょっと、こう、負担になったりするっていうふうなことがあるのかもしれないと思っています。

例えば、余りいい例じゃないかもしれませんが、私の公約では、その農業研修生の住宅っていうふうなことを言っていましたけども、いろいろ、いろんな考え方、いろいろ研究していくといろんな方法があるっていうようなことがわかってくと、今、本当は今年のこの補正でですね、設計とか、その辺のものを上げるつもりで当初は思っていたんですけども、それは上げないことにしました。今回は。っていうのは、ほかにもいろんな可能性があって、余りにも、こう、今の時点で絞ることは、まだ、ちょっと時期尚早かなと思って、とりあえず、その研修をしてもらうっていうソフト的な部分については早目に取り組むけども、ハード的な、住んでもらう家をつくることっていうことについて、余り拙速に取り組むと、後々かえってややこしいこと——ややこしいっていうか、その管理とか、どう使うとか、いろんなことを考えていくと、ちょっと、まだ拙速だなというふうなことがあって、今回の補正にそれを盛り込むのは先送りをしたりっていうふうなこともあります。

だから、そんなふうなことをいろいろ考えながらやっておって、単純に、こう、今、この自分のお財布の中にあるお金を、毎月のお給料をどう使うかみたいな形で、こっち側よりもこっちが使おうみたいな形で検討するものじゃなくて、何かしようと思ったら、それを引っ張ってこられる財源みたいなものを、国の財源とか県の財源を、どういう条件があるのかとか、県サイドにどれぐらいの残り枠があるのかとか、そんなことと突き合わせながらやっていて、実際問題は、そういう補助の部分で、こう、話題性のあるっていうか、政策的な、レギュラーじゃない、ことしのテーマみたいな部分については、そういうところをたくさん使っているので、なかなか、こう、その辺のところをわかっていないままで、こっちはやめようとか、これをやろうとかいうふうな形にやっても、実際、そのとおりににはできないというふうなところがあるので、今のようやり方でやっているっていうのが現状です。

それから、もう一つは、我々は、そんなやりとりをしながら提案するものに対して、議会の皆さんからはチェックをしていただく、それは総合計画に対して整合性がないとか、それは村長の趣味的なことやっているんちがうかとかですね、いろんなことを言っていて、間違った方向に行っているときにはたたいて直していただく、もし、そこんところと一緒に議会の皆さんが入ったとしたら、誰もチェックする人がいなくなるっていうか、議会としては、これはおかしいと言えなくなる、全部、承認せざるを得ない、それこそ、という形になってしまうので、それは住民の方々にとってもよくないのではないかなと、その総合計画とか、住民の皆さん方と普段接している中で、どういうふうなものを住民が期待しているかというふうなことを把握していただいている中でですね、村が提案するものが正しいとか、間違っているとか、これが忘れ去られているのではないのかみたいなことを言っていて、そうすれば、いや、それは、ことしは載っていないけども、今は水面下でこういうふうなすり合わせをしているんだよというふうなお話もさせていただけるかもしれないし、

そんなことでございますので、ちょっとほかの市町村がどういうふうになさっているのかってところはわからないんですけども、今のところは、私は、今のやり方で大きなそごは、ちょっと感じられないし、逆におっしゃっているような形で、例えば住民の方が入っていただいて、これよりもあっちや、あっちやと言ったことによって、こう、いいものができる、いい形になるとは余り思えないというのが実感でございます。

○2 番 (湯澤 賢一) 基本的には、全然かみ合っていないっていう感じがするんですけど、私が言っているのは、公開して、それに口を出させろと言っているわけじゃないんです。例えば、概算要求の段階から、こういう概算要求が出ましたと、それについてどういうふうに役場の中で討議して、こういう予算書ができましたと、それについては、こういう国の制度やいろいろありましたというふうなことが、その段階がわかってくるという、それが、例えば、先ほど百花繚乱で意見がいっぱい出て、こうっていうふうじゃなくて、例えば、私の知っている限りでは、実は、そういうふうにご公募したら、ちょっと大きな町だけど、1,500 くらい意見が出てきた、しかし、現実に、じゃあ、どうか、それについてっていったら 15 くらいに減っちゃったと、そういう、だから、今、言われたような、村長が言われたような、アイデアがいっぱいあって、こうじゃなくて、そうじゃなくて、そういうふうにみんなが思えるようにということを行っているわけで、つまり、公開をしたらどうかということ、早くから、その中から、例えば、ああ、そういう方法もあるんだとか、住民も思ったり、ああ、そういう補助金もあるんだとか、そういうことを知る中で、例えば、また別の意見が出していったら、あるいは一年間の中でね、村長に対して、これ、どうですかとかいうふうなことも出していったらいいんじゃないかということでありまして、公開をしたらどうかということなんです。

ちょっと、最後にちょっと一言言いたいことがあるので、すみません。ちょっと少し時間を合わせてご答弁を。

○村 長 先ほど申し上げたように、かなり各課で煮詰まった形のもので上がってくると、それについて煮詰まり度が十分なのか、どうなのかとか、整合性があるのかというふうなことであれをするんですけど、割と時間もそんなになんていいますよ。その中で、もう、各課の、もう時間刻みで、何月何時、何時から何時までみたいな形でやっていて、それで、もう、入りと出の食い違いがあるときには、どこまで合ってきたかなみたいな話をしてやっているんですけども、本当に、こう、私なんかは、1 週間かそれぐらいの間のことなので、それを、こう、公開して見ていただいてっていうふうなことが何か実効性があるとは余り思えない。だから、それよりも、先ほど申し上げたように、今度の地区懇談会ですとか、地区懇談会みたいのうちがセッティングしたものだけでなく、この間なんかは、バンビーニのお母さん方に来いと言われて行って、いろいろお話をしたりとかですね、保育園の保護者の方々とも定期的にやっているし、商工会の皆さんとも部会別にそういうものをやっていたりするし、そういうところでいろいろ課題とか問題点とかを教えていただく、それで、こういうことがあるからこ

うなんだっていうふうなことをですね、それが一番、いろんな問題点を共有することによって、それで、じゃあ、どういうメニューがあるのかっていうメニュー探しから入っていくっていうふうなことがありますので、そのことこそが、一番、その村の予算を住民の皆さんが自分たちでつくるっていうふうなことは、最後のこの上がってきたやつの中でやっても、非常に、こう、狭い範囲でやっているだけなので、余り実効性があるとは思えないので、もう、本当に、そういういろんな意見を普段からいただいていくことが一番いいのではないのかなというふうに、それが一番王道だし、確実だし、正しいやり方ではないのかなというふうに思います。

○2 番 (湯澤 賢一) とりあえず、今、私の言ったような方法で、予算に対して口を出させろと言っているわけではありません。例えば、民度が高いという言葉、この村の人は民度が高いねとか言う、言われる、そこに行く過程ですよ、例えば、毎日、普通に暮らしていて、役場がどう、役場の予算がどういうふうにご組み立てられているか、普通、考えないで、ただ、村長さん呼んできて悩みを聞いてもらおうというふうな感じのこと、あるいは、何だ、地区懇談会なんかでも、なかなか、その意見が出にくい、役場のことを聞くことが、聞いて、そういうもんだと思って納得して帰るといふふうなふうになってしまうのではないかと、私、民度の高いという意味は、それは、やっぱり、ある程度、行政が主導していく役割かなと、住民を、勝手に自分たちで勉強してやれということばかりでもない、つまり、よく政治的な関心や政治的な行動は政治的体験を通してのみ生まれるという言葉があります。私たちの村が本当に誇るべきかけがえのないふるさとと同時に行政が次世代に対して行政がすぐれた教師であるというふうなことを願って、私の一般質問を終わりますが、一つだけ、これは、ひょっとしたら先ほど議長の言われた議長の許可しない通告は受け付けないというふうに、多分、議事録に載っていると思いますが、それが本当に正しいのかどうかということ、これから検証していただきたい。それを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議 長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩といたします。再開は3時20分とします。

[午後3時02分 休憩]

[午後3時20分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

9 番 山崎啓造議員。

○9 番 (山崎 啓造) 南木曾町では、7月9日、17時41分に土石流が押し寄せ、1名の子どもさんが犠牲になりました。また、広島市では、8月20日、午前3時20分から40分にかけて数カ所で同時多発的に大規模な土石流が発生し、多数の方々が犠牲となられました。双方で犠牲になられました皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、災害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

全国各地で相次ぐ局地的な大雨による土砂災害は、現在の技術では予想が非常に難しいとされております。しかしながら、近年、激しい雨は増加傾向にあります。地球

規模の異常気象によるさまざまな減少に大変心配をしているものであります。

今朝もテレビのニュースで北海道石狩町に気象庁から大雨特別警報が発令されておりました。大雨特別警報とは、数十年に一度、最大急な危険が目前に迫っているという異常状態だそうですが、数十年どころか数年、もしくは毎年ぐらいに起こっているようにも思えます。これほどあちこち全国で土砂災害が頻発しますと、この種の質問が多くなることも当然だと思います。

そこで、私は中川村としての減災・防災対策についてお尋ねをしたいと思います。  
土砂災害が村内で発生しないことを望むのは、我々村民も行政も思いは一緒であります。

村内でも発生する可能性はゼロではない、こんなふうに思うわけですが、村当局はどんな認識でおられるのかお尋ねをいたします。

○村 長 まず、今のご質問につきましてはですね、村とて例外ではないし、広島の方では真砂土という言葉が何度も使われておりましたけども、このあたりも、特にマツタケのとれるところっていうのは真砂土が多いというふうなことで、真砂土のところは非常に多いかというふうに思います。

せっかくあれなんですけども、また、後はそれぞれの担当がお話させていただきますので、ちょっと今までのお話で、私、発言を、チャンスを探しておったんですけども、ちょっと今までずっと、広島とかの場合ですね、特に一番問題っていうのは難しかったのは、深夜の雨だというふうなことがあったかと思えます。やっぱり、多分、広島の当局の方々も、この夜中になって、これだけ雨が降って、当然、星明りとか月明かりもない真っ暗な中ですね、避難指示を出すことで2次災害を余計に引き起こすのではないのかなというふうな、そういう心配もされたに違いないな、それが結果的によかったのか、あるいは避難指示を出すことで、ひょっとすると、逆に、その避難の途中で何か災害に遭った方もいらっしゃるかもしれないし、その辺の判断は難しいところだと思います。

要はですね、そこまで、やっぱり、せっぱ詰ってからっていうふうな対応ではまずいのかなというふうなことを思います。

天竜川南部統合管理事務所のほうのご案内ですね、おとしでしたっけ？群馬大学の片田先生、去年でしたか、片田先生、片田教授が中川村文化センターで講演をしてくださいました。そのとき、一つの話は「津波てんでんこ」というふうなことで、それはどういうことかという、もう、みんなばらばらに勝手に逃げろっていうんじゃなくて、もう、常日ごろ、その災害が、津波が来たらどうするかっていうふうなことをみんなで話し合って、みんながどういうふうに逃げるんだっていうことを納得していたら、お母さんが子どもを探しに家まで帰って津波になるということではなくて、うちの子どもは、しっかり、もう話してあるから、あそこに逃げるに違いないから、私もあそこに行って会おうというふうになれるっていうのが「津波てんでんこ」の本当の、そこまで行かなくてはいけないんだというふうなお話がありました。

やっぱり、そういうふうな普段からのことが大事だと思いますし、特に、今回、雨

が夜に降り始めたかどうか知りませんが、雨足が強くなったのがは夜だとするとですね、そうなる前に、そういういろんな情報を出していくのが大事だなというふうに思います。

先ほども、その避難勧告とか避難指示っていうふうなお話があって、その前に避難準備情報というお話がありましたけども、やっぱり準備情報を早く出すっていうこと、その段階だと、夜に雨が降るっていうようなときには、もう明るいうちに、そして雨足が強くないうちに、警報が出ていますと、ひょっとすると、大したことはないかもしれないけども、ひょっとすると大雨になるかもしれません、そういうことを考えて避難所に――避難所に避難するっていったら大げさなんですけど、片田教授がおっしゃっていましたが、奈良県の十津川村の場合は、そういう大雨警報とかが出たらですね、お年寄りも、もう、みんな集会所に集まって茶飲み話をすると、みんな、いやいや、若いころはこうやったとか、そういうふうな、最近、元気になっているかとかいうふうな話をやりながら一晩過ごす、何もなかったら、やあ、きょうはいろんな話ができてよかったし、雨も降らなくてよかったなあって言って、みんな、朝、ここにここと帰ると、災害があったら、まあ、大変だわ、いや、家にいたら大変だった、ここにいる、みんな一緒だから心強くなって、災害のときにもおられると、そういうふうな、避難とかいうふうな大げさに考えずに、もう、若いうちから、ちょっと、こう、ひょっとするとあるかもしれんから、寄り集まってみんなで話でもしながら一晩過ごそうかというふうな形でやるというふうなことが、災害が、大雨の降る、雨の一番降るところですから、奈良県の十津川村、あの辺では、そういうふうなことが行われているっていうふうなことがあって、そういう啓蒙もしていかななくてはいけないし、村からも、いろんな方法でですね、災害弱者の方を含めて、そういうことを伝えていく、ひょっとすると、そこまで行くのも大変だとしたら2階に寝るだけでもよかったのという話が、今回、広島でもありましたので、斜面から遠い所の2階に、なるべくそこに、きょうは寝てくださいねとか、動ける人は早目に明るいうちに集会所に行って、きょうはゆっくり話しながら寝てくださいねみたいな、そんなふうな情報発信みたいなこともしていくっていうことが、結果的には、そういうことがいいのかなというふうなことを思いました。

先ほどの質問としましては、中川村も、いつ何どき、もう、本当に、沢一つね、川一つ、山一つが違えば、どういう雨が降るかわからないロシアンルーレットのような状況になっているかと思えますので、いつ何どき中川村がっていうふうなこと、わからないような状況であるというふうに思います。

○9 番 (山崎 啓造) あれですね、普段の質問が、いつも、村長、村長って言いますんで、待っていましたとばかり、きょうは何か寂しかったんだか、いただきましたが、実は自分も物足りない質問になっちゃって、先ほど2人ほどもやられていますんで、非常にやりづらいわけですが、くじ引きにしてもらえるとありがたいのかなと、そんな気がいたしております。

そこで、先ほど、村長、ちょっと触れましたが、花崗岩の風化が進んだ真砂土は、

大量に水を含むと崩れやすく、斜面の崩壊や土砂災害を発生させる大きな原因の一つである。地形も雨量も密接な関係にあると思われるわけですが、京都大学の小杉准教授ですね、「真砂土のもとになる花崗岩とは性質の違う、本来、崩れにくい堆積岩でも、地形、地質に関係なく崩壊が起こり得る。」と言っているんです。言っております。そしてですね、その堆積土っていうのは、堆積岩、全国に分布している、「地質に関係なく日本の山なら全国どこでも同じような災害が起こる可能性がある。」と、こういうふうと言っているんで、非常に何か怖くなっちゃうんですが、私も、ちょっと土質も勉強、ちょっと、全然かじってなかったもんですから、非常に残念だなあっていうことを思ったんですが、中川村ではですね、どのような土質形成であるのか、その辺を把握されているのか、本当はどうなんだ、大丈夫なのかなあ、心配じゃないのかなあというような気がするんですが、その辺はどんな見解でしょう。

○総務課長 また私のほうで答えさせていただきますけれども、まず、ただいまの質問のとおり、竜東地区は長い年月を経て風化されました花崗岩地質、それから、竜西地区も同様の花崗岩地質でありますけれども、それとともに片桐地区は断層運動でつくられた段丘部圏は急傾斜地となっているところでもあります。

現在、村内には土石流危険溪流が75カ所、それから急傾斜地が56カ所となっております。この数字だけでも多くの危険箇所を抱えておりますけれども、それじゃあ、これ以外の場所では災害が起こらないのかというと、保証はございません。地形的なこともございまして、かなり、村内、危険な所が多いのかなというふうに感じております。

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、あるいは特別警戒区域につきましては、先ほどの建設水道課長の答弁にあったとおり、当村にあつては、本年度、調査、そして、平成27年度、指定がされるという見込みでありますけれども、この警戒区域、特別警戒区域が指定された場合、現在の防災マップの土石流危険区域の範囲、これがもっと広がる、そういったことも考えられるのではないかという状況であります。

○9 番 (山崎 啓造) そのとおりだと思うんですが、いわゆる、中川村で、全国どこでもある堆積岩っていうのは、分布はどうか、大丈夫なんですかね、ちょっと、そこの辺のことを聞きたかったんですが、この通告じゃあわからないですかね。わからなかった？それじゃあ、しょうがないですね。これでわかると思ったんだけどね。じゃあ、それでいいです。そうかあ……。

次に行きますが、中川村防災ハザードマップ、これは、全戸、先ほど課長、持っていました。かざして見せておりましたが、あれ、全戸に配布をされております。大雨により増水して氾濫するおそれのある流域、これは天竜川に近い所が多いですよ、河岸段丘より、もっと低い所、やっぱり、この中川村は河岸段丘の土地柄ですので、それから土石流危険流域、それから土石流危険区域というのがありますが、あのマップに示されていますが、これは大草地区にどっちかっていうと多い、片桐地区、自分の住んでいるのは片桐地区なんですが、天竜川の西側の斜面、あれが急傾斜地崩壊危

険箇所っていうふうになっているんですね、斜度、傾度っていうか、斜度っていうんですか、30度以上、特に危険の度合いが増すということですが、急傾斜地崩壊危険箇所っていうことは、危険区域、いわゆる範囲ではないっていうことですよ、危険箇所だけ範囲ではない、範囲は、また別ということの捉え方だと思うんですが、箇所っていう表現だと、どうも場所を特定しちゃうような気がするんですけども、自分も、あの地域——地域というか、あの地に住んでいて、あそこは、そういう特定の場所だということだと思うんですが、あの範囲にだけですね、南田島っていうところで、申しわけないんですが、8カ所、この危険箇所があるわけですよ、大雨のたびに、今、非常に心配をしております。マップで見てとれるように、大草地区、片桐地区、災害の種類も内容も、当然、異なる、それぞれに関係する、そういう災害、発生する可能性のある災害、それ、関係する関係住民が、どんな災害が、じゃあ、ここで起きるんだとか、こういう可能性があるよとか、どんくらい危険なのかなあっていうようなことをですね、どの程度、理解されているのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長 ただいま出ました防災ハザードマップですけれども、平成21年に初版を出しております。それから、平成24年1月に更新版を、また全戸へお配りしました。これをもとにした防災説明会を平成25年1月～2月に村内全地区で行ったところ、家庭で保存されていない方が多く、再度、発行の声が多く、この3月に再発行して全戸へ配布したところですよ。

また、昭和36年の、いわゆる三六災害では、先ほどもありましたが、死者18人、流出家屋97戸、半壊・浸水217戸という大災害を経験しました。その後、昭和58年9月には台風10号のもたらした豪雨により全壊5戸、半壊4戸、床上浸水8戸、床下浸水57戸という被害を受けましたが、その後は人命や家屋に対する被害はなく、災害に対する意識は薄れてきているのではないかという心配をしておりますけれども、今回の南木曾町や広島市における悲惨な状況、これは、連日、マスコミに大きく取り上げられました。これから徐々に関心は高まっていくと思われましても、どの程度、ハザードマップの危険箇所、危険区域等が理解されているかというのは、こちらでは、現段階では判断できません。

以上です。

○9 番 (山崎 啓造) 判断ができないんですが、じゃあ、それは、それを知る、知ろうというつもりもないということですか？

○総務課長 それこそ、再発行を求めた声が多かったとかね、説明会へ出てきていただいて聞いていただいたっていう中では、一時よりは高まってきているかなあと、それから、もう一つ期待しているのが、先ほども建設水道課長から答弁ありましたとおり、今回の土砂災害防止法に基づく警戒区域や特別警戒区域の設定につきましては、地元説明会が行われると、逆に、こういう色塗りがされることによって、また、住民の意識は、もっと高まってくるのかなと思います。また、その指定状況を見ながら、この防災ハザードマップを更新して、また、住民の皆さんには理解を深めていただきたいという

ふうと考えております。

○9 番 (山崎 啓造) 配布をして理解を深めてもらう、それは絶対に必要だと思いますが、そうじゃなくて、もうちょっとね、もうちょっとね、「村民、みんな本当にわかっているのか。」くらいのことを言って、それが、いわゆる、村民が、じゃあ、うわっていつて、その気になって、それで減災、防災につながってくるんだというふうには思うんですよ。だから、ぜひ、ぜひ、配って、わかってよじゃなくて、その辺、お願いをしたいんですが、お願いはしちゃいけないんで、提案をしたいんですが、どうですか？

○総務課長 ご意見を参考にさせていただきます、また対応等を検討したいと思います。

○9 番 (山崎 啓造) わかりました。

前の質問とも関係するわけですが、川の氾濫、土石流危険流域、それから危険流域っていうのがあるんだね、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所などなど、地域によって、先ほども言いましたが、起こり得る災害は異なるということだと思います。

それですね、先ほど5番議員も聞いておられましたが、やはり想定される災害、予想される災害に合わせたような、だから、あっちこっち、その場所によって全部違うっていうことですよ、状況というか、そういう可能性というか、災害の種類、そこに合わせた、やっぱり訓練が必要だと思うんですが、どうですか。

○総務課長 命を守るための行動をどうするか、言うまでもなく、危険な場所から安全な場所へいち早く避難していただくことです。災害の状況によっては、地区の集会施設が一時避難場所として大きな役割を果たすことも想定され、孤立する可能性のある地区集会施設へは平成24年度に自家発電施設を整備しております。土石流危険区域の住民を対象として、集会所へ避難する訓練だとか、地区総代を初め地区役員の皆さんによる集会施設への避難所を開設する訓練、あるいは炊き出し訓練、それから、先ほども話しておりますけれども、支え合いマップ、これによる要援護者の避難対応とか安否確認、そういった訓練、いろんなものがあるかと思います。災害時に備えていただければというふうには思うわけでありまして、このような実践的な訓練を各地区で行っていただくよう地区総代さんへ投げかけることも考えていきたいというふうに思います。

○9 番 (山崎 啓造) 先ほどから出ている支え合いマップですね、やはり、自分の地区でも独自に、例えば災害弱者であるとか要支援の人であるとか、それから、井戸が、あそこにもここにも井戸があるよとか、発電機とか重機はこういうところにあるよ、全部、マップつくって落としてありますが、それは自分たちでやれることは自分でやる、それは当たり前のことですので、やっております。登録して、取り組みはどうするんだってようなことも、それぞれが自分たちの立場からやっているんです。それはやっていますが、先ほど言ったように、その地形、地質、起こり得る災害、予想される災害が、いわゆる、あちこち、その地、その地で違うんで、それ、何か専門的なね、何か見地から見て、これは、こういうふうには危険だから、こういう可能性があるよとかいうことは、やっぱり、その住民、地域住民じゃよくわからないと思うんですよ、その辺のところ、それで、どんな、専門的な視野で見て、どんな例えば事態が想定

されるよ、想像されるよっていうことを、行政が、やっぱり見極めてもらってね、それぞれに、それぞれの地域に見合った、いわゆるどのくらい危険なんだ、どういうものが起こるんだっていうことは、それ、住民に、やはり知らせていただかないと、多分、それぞれの地域じゃあ、そこまでは把握できんのかなと思うんですよ、だから、そういうときの、じゃあ、情報はこういうふうにするよとかいうことを周知してもらって、する、させて理解してもらって、そういう必要はあるんじゃないのかなと、お金もかかるかもしれませんが、そういうふうには感じるんですが、どうでしょう。

○総務課長 現実的に、例えば、今、県で進めていただいている土砂災害の危険区域であるとか警戒区域のね、そうしたことがどういう形で出てくるか、ちょっと、そこがまだ見えないんです。私たちのところでは、そういったものによって、どういう所がどういう危険性があるのか、また、そこまで示してくれるのか、行政の職員っていうのは、うちみたいな小さいところの職員は、そういう、なかなか専門的な知識を持ち合わせた職員、おりませんので、県がどの程度の内容まで示してくれるか、また、その情報だけでは不足するのかなどうか、そういうところも見極めながら今後のことは考えていかなきゃいけないというふうに思います。

○9 番 (山崎 啓造) ということは、あれなんだね、県で、そういうものが、出してきたものによって、じゃあ、こういう災害が起こり得るとか、こういう危険があるよっていうことがわかった時点で考えていくってことなんだね？ですよ？

○総務課長 その示していただいた内容を判断して、必要性があれば考えなきゃいけないのかなというところですよ。

○9 番 (山崎 啓造) 示されなきゃ確かにわからんけど、さっきも言ったけど、ちょっと費用的にかかるんだけど、もう、先に、先に先で村ではできんのかな、そういうことをやってくれるとありがたいのになという気持ちがあって言っているんですが、示されたらやると、必要ならばやると、必要がないとなるとやらないってことだと思うんですが、できることならね、災害は起こる前にさまざまな手を打っていくってことは非常に大事だというふうに思うんですが、そういうことなら、それでしようがないでしょうが、今後、検討していただければありがたいと思います。

それでは、次にですね、中川村の避難勧告発令基準について、ちょっとお尋ねをいたします。

先般の報道、新聞報道によりますとですね、中川村の場合、土砂災害警戒情報が発表されたとき、このときは出すんだと、それから、村内の土砂災害警戒区域付近で前兆現象、いわゆる溪流内での流木の発生などが、斜面から小石がばらばらって落下してきたとか、擁壁、道路などにクラックが発生した、そういうときには、もう、警戒情報を出された、よし、じゃあ、これで勧告発令だということになるんだということだと思うんですが、流れとしては、それだけじゃなくて、土砂災害の危険度を示す、これは難しいんだよね、土壌雨量指数なんていうのを県のほうから出すんですけど、県のサイトで河川砂防課情報ステーションなんていうやつがあって、そこから、もう、

流れてくるようです。それから、土砂災害警戒判定を、そんなものを参考にしながら、多分、村も出すんだと思うんですが、例えば夜、先ほど、村長、言いました。夜、そんなものがだだだっとな、川があふれたり、木が流れたり、ばらばら落ちて、わからない場合もあるわけですよ。例えばですね、中川村も、多分、してあるとは思いますが、その新聞によりますと、隣の松川町のやつ、ちょっと見ていたんですが、斜面の崩壊、はらみ、ぐぐうっと押し出してきている、擁壁のひび割れなどの前兆現象が活性された場合、これは発令するって、やっぱり、中川村と、この辺は同じなんですよね。前日までの連続雨量が100mm以上の場合、前日までに、もう100mm以上降ったの、そういうときには、きょう、当日の日雨量が50mmを越えたときには、もう出すんだと、何が起ころうが起こらまいが関係なく出す、発令する、それから、前日までの連続雨量が40mm～100mm、もうちょっと少ない、前日までがもうちょっと少ない、けれども当日の雨量80mmを越えたとき、これも出す、はらみがあるがなかるうが、水が出てこまいが、発令しちゃうと、それからですね、前日までの雨量が何もなかった、けれど、その日に100mmを越えたっていうときは、このときも発令する、非常にわかりやすいんですよ。こんなことは、中川村では、多分、何かあるんだろうとは思いますが、自分の見落としかもしれません、どうですか、こんな項目はどんなふうになっているんでしょう。

○総務課長 村の基本的な発令基準につきましては、ただいま山崎議員が質問の中でおっしゃったとおり、それが中川村の基準であります。

ただ、ここへ来まして、内閣府から土砂災害に関する避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン、今、これを国のほうではつくってございまして、現段階では、まだ案の段階で示されています。今後1～2年をめぐりに防災関係機関との調整を行いながら避難勧告等の発令基準を見直すということになります。数値的なものについては、うち単独では決められない可能性もございまして。上部機関との、何ていいますか、やりとりの中で、最終的に中川はこの程度が適当ではないかというふうになるかもしれませんが、いずれにしろ、このガイドラインの中では、なるべくわかりやすい基準をつくれというような指示もございまして。そんな中では、こういう、ある程度、数値的なものに、今後、置きかわるかもしれません。

ただ、余り数値のほうが目立ってしまうと、それじゃあ、そこまで行かないうちにも、災害は、状況に応じては起きる場合がある、そういったところの、若干、心配もありますけれども、とにかく、今後1～2年の間に見直せという国の指示が参って、今、案の段階で参っておりますので、これから着手するということになります。

○9 番 (山崎 啓造) ああ、やっぱり上の判断がなきゃできないんですか？ばかげたシステムだね。そうすると、じゃあ、村民は、それまでに何かなったらどうするんだろうかね？村は、やあ、その辺を考えてもらわんといけんと思うんですけどね。1～2年をめぐりなんて言っているあれじゃあ、あした降るかもしれねえし、わかんねえよね？(「議長」と呼ぶ者あり)

○総務課長 例えば、今回、南木曾町であった直後、発令基準が一時的に細かく、もっと、雨量

20mm だとか、だんだん段階を経て上げてきていますけれども、これも、南木曾町独自が決めたのではなくて、要は県や国の機関と相談をして決めたものであります。ガイドラインのほうも、最終的なものがしっかり示されないと、例えば気象庁と協議をしろとかね、あるいは国土交通省と協議をして定めるとか、そういう部分が、ちょっと今わからないもんですから、場合によっては、そういうことが必要かなという部分、数字を決める上では、逆に、そういうところは、逆に数字に対するデータのなものも持っていますので、私たちも、中川村、こういう地形なんだけども、どのぐらいが適当なのか、そういう相談もかけられるのかなあという期待をしているわけなんです。専門的な知識を得ながら、中川村の状況に見合った、例えば数字を決定するとか、そういう手法上のことで申し上げたので、ご了解を願いたいと思います。

○9 番 (山崎 啓造) あのね、やはり、上部、役人の考えることは違うわ。暮らしている人間なんて、その二の次なんだよね。一番危険な所に暮らしている人間は、まあ、いいと、こういう状況で、そういうものが出てきたら決めるよと、こういう話なんですかね。非常に残念です。

実は、先ほど雨量計のことも、5番議員、言っていました、私は、村内のね、例えば雨量計の数、聞いたときに、いや、これじゃあ、やっぱり、今、局地的な、ものすごい局地的で、雨っていうのは、例えば、南田島で降っていて、中田島は降っていませんとか、あるんですよ、今、それが、すぐく馬の背を分けるぐらいの局地的な大雨っていうのがあるんで、実は、それ、さっき雨量計の話聞いたときに、できることならですね、各地区ごとになんていうわけにはいかないんで、例えば片桐地区なら5カ所とか、大草地区に5カ所とか、雨量計を設置してですね、ただ、雨量だけじゃ決められねえっていうんで、それもだめかもしれませんが、それでも判断の、判断のもとにはなるとお思いますので、それを役場がリアルタイムでキャッチして、いつでもわかる、そうすると、幾らかでもね、幾らかでも安心しますよ、それは、それで、今、どのくらいだよ、この地区は今どのくらい降っているよっていうのを、ちょっと流してもらえばね、それぞれ自分が判断するんだから、そこで判断もできるのかなという気もするんですが、そんなお考えはありませんか、書いてないんでわからないですかね。

○総務課長 今の前の部分、ちょっと補足をさせていただきますけれども、現在でもね、発令基準の中には、当然、大雨洪水警報が発令されたとき以外に前兆現象っていうことがうたってあるわけなんです。だから、必ずしもね、雨量が少なくても、どこかで前兆現象が出てきたとか、そういう実態があれば、もう、その時点で発令するっていう、だから、ちょっと議員さん言われたのは極端な言い方過ぎではないかと思いますがけれども、そういう意味では、決して住民の命をね、大切にしていないわけじゃなくて、大雨洪水警報が発令されなくても前兆現象があつて危ないっていうことがわかれば発令します。その点をご承知おきください。

それから、雨量計なんですけれども、近隣市町村等の状況も、ちょっと見る中で、比較的、設置されていないんですよ。それがいいかどうかっていうのは、また別問

題ですので、今後の課題として検討をさせていただくという答弁をお願いをしたいと思います。

○9 番 (山崎 啓造) 何だか極端なことを言わないとね、だめなの。おもしろくないんですよ。それで、全くね、行政を軽んじている発言じゃないですよ。そのくらいやっていたら非常に安心できるなど、こういう意味合いで言っていますので、かちんとこんようにお願いします。

それですね、それぞれの住民が、先ほどから言っておりますように、危険箇所や、それぞれが把握をして、独自の避難方法だとか、主体的に危険を察知して被害を減らす行動計画、これは、もう、自分の命は自分で守る、これは大前提であります。気象庁、国、県の情報を受けてからの避難勧告発令、それじゃなくても出すと言っていますが、そんなことをしていると、時として災害は起きてしまう可能性があるということはどうしても言っておかなきゃならんのかなあと、こんなことを思います。

参考にするということも大事ですし、出されたものをもとにしてということも非常に大事ですが、ただ、行政っていうのは、この村の中全体が見えていますんでね、地区の人間はここだけしか見えませんから、情報も入ってこなきゃ村も把握のしようがありませんけれども、見えているから、過去の災害事例であるとかですね、前兆現象、先ほど言っていました、夜だったらわからない場合もありますが、情報伝達も村だったらできる、それができるのは村だけです、出し方の見直し、勧告の出し方の見直しということは、これは、当然、考えていかなきゃいけないし、見直していかなきゃいけないというふうに思います。それはどうですか。

○総務課長 避難勧告の発令というのは、災害対策法第60条に基づきまして、原則、市町村長の判断で行われるものであります。担当職員は、県や気象庁からの情報、また、近日のアメダスなどで雨量計情報や、あるいは衛星画像、雨雲の動きなどをインターネットで検索しながら情報収集に当たり、現状と今後の予想を的確に行いながら、村長が的確に発令できるよう情報収集を行うことが重要というふうに考えて、その任に当たっております。そんな点でご理解をいただければと思います。

○9 番 (山崎 啓造) ああ、そうなんですか。村長が発令をするということなんですね。考えていくということですが、南木曽でも広島でもね、若干の、その何か問題点があったということなんで、早急に、見直しというかですね、考え方を変えていただくとありがたいのかなと思いますが、だから、今、現状はこうであるわけだから、たとえ言いますように、じゃあ、どういう目標で、いつごろまでに、どうするかということはどうなんですか。ちょっと難しいですか。今こうだけど、じゃあ、こういうふうに変えて、いつごろまでにこういうものをつくるんだ、向こうから、上から来なきゃわかんねえってさっき言いましたけど、そういう考えは全くないですか。

○総務課長 内閣府から出ているのが案の状況で、それも、何ていうのかな、パンフレット報にちょっと出ているだけなものですから、はっきり言って詳しい状態が、今、わからないところであります。今後、案がとれた段階では市町村に対して説明会やっていたらいいんじゃないかというふうに、こちらでも期待しておりますが、今の本当にぺろっ

とした状態では、なかなか動けないところでありましてけれども、ただ、見直し云々にかかわらず、先ほど村長が一番最初に申しましたとおり、早く、深夜なり、例えば、夜、危ない場合には、真夜中じゃなくて、その前とか、そういう意味では、早目に出すことをまずは、それは十分考えていきたい、たとえ空振り——空振りっていう言葉が正しいかどうかわかりませんが、避難勧告を出したけれども何もなかった、これは逆に喜ばしいことなのかなと、誰も犠牲にならなかった、そんなような形で運用できれば、当面は、そういう運用の中で早目の発令に努めてまいりたいというふうに考えます。

○9 番 (山崎 啓造) ええとですね、できる……。あ、村長、何かあれですかね？できるだけ早くね、そういうのを整備してもらって、とにかく災害が起こらんことを願って、希望しているところでもあります。それを言っておしまいにします。(「議長」と呼ぶ者あり)

○副 村 長 既に警戒情報ですとか指示につきましては現行の地域防災計画の中でも出せますので、先ほど、ただいま総務課長から話があったとおり、自治体のトップは、ややもすると躊躇をしてしまうということが言われております。それは、さまざまな要因があって、空振りに終わってしまったら困るとか、それから、先ほど話ありましたように夜間であるとか、降雨時にそういったことがいいのかとか、さまざまなことがあって出すのがおくれたということも一つの要因としてあります。常に計画の中で実施がされますので、住民の皆さんには、空振りに終わったときにはまことに申しわけないわけではありますが、こういったことを踏まえて早目に対応させていただくということかなあというふうに思います。

また、先ほど来から総務課長が申しておりますガイドマニュアルにつきましては、より定量的に科学的な根拠に基づいて数値を出していくということでございますので、先ほどお話がありましたとおり、近隣の町村ですとか南木曾町で、例えば1時間降雨が10mm、かたや50mm、それじゃあ、このそごは何なんだ、中川村は、それじゃあ30mmにしますよと言ったところに、その根拠を求められるかと思えます。そうしたものを踏まえて、これから県のほうで土砂災害の指定区域等が出されますし、また、今回の災害等々を受けまして、国のほうでもどういった基準に基づいてどういった設定をしていったらいいのかということが出てきようかと思えますので、専門家をお願いをし、多額の負担をかけることも方法としてはあるわけでありまして、そうした関係機関との連携、調整を図ることができておりますので、それを利用させていただくのがいいのかなあというふうに思うところであります。

また、雨量計の問題等も先ほど来から出されておりましたけれど、下伊那の町村では既に入れたところがございます、幾つか聞き取りをしてございます。デジタル化を図りまして、リアルタイムで見られるようなシステムをしていきたいということですが、かかった経費を聞いて、ちょっとびっくりをいたしました。要するに多額の経費がかかったということでもあります。ただ、その村においては、それをもってしても整備をしたということでございますが、その前段として、やはり、そういう態勢がと

れていないという背景があったようでございます。また、そういったものを入れますと、恒常的にメンテナンス経費が、毎年、発生をしてきます。災害があろうとなかろうと、それは備えに対する費用負担ということになろうかと思えますけれど、ちょっと費用対効果も含めまして考えていきたいと思えますが、いずれにしても、庁内におけます雨量計につきましてはアナログでございまして、記録はしておりますが、何ていうかな、皆さんに見ていただけるような状態にないので、それは改善をしていきたいというふうには思っておりますので、ご承知おきいただけたらありがたいなと思えます。

○9 番 (山崎 啓造) それじゃあ、大いに期待をしまして、終わります。

○議長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問は終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時8分 散会]